

令和2年第5回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和2年12月17日

令和2年第5回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年12月17日（木曜日） 午前10時50分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第63号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第64号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第65号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第66号 伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第67号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第68号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第69号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明）
- 日程第11 議案第70号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明）
- 日程第12 議案第71号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明）
- 日程第13 議案第72号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明）
- 日程第14 議案第73号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明）
- 追加日程第1 会期の延長の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 荻田 恭平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	稲泉 喜博 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	仲島 正敏 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長補佐	田中 勝也 君	きゅらまち観光課長	久保 修次 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給セ所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時50分

○副議長（岡林剛也君）

ただいまより令和2年第5回伊仙町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議長の選挙

○副議長（岡林剛也君）

日程第1 議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（岡林剛也君）

ただいまの出席議員数は14名です。
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に清平二君、牧徳久君を指名します。
それでは、投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

[投票用紙配付]

○副議長（岡林剛也君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

配付漏れなしと認めます。
次に、投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○副議長（岡林剛也君）

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 杉山 肇議員 2 番 牧本 和英議員
3 番 西 彦二議員 4 番 佐田 元議員
5 番 清 平二議員 6 番 岡林 剛也議員

7番 牧 徳久議員 8番 上木千恵造議員
9番 永田 誠議員 10番 福留 達也議員
11番 前 徹志議員 12番 明石 秀雄議員
13番 樺山 一議員 14番 美島 盛秀議員

○副議長（岡林剛也君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡林剛也君）

投票漏れなしと認めます。

これから開票を行います。清 平二君、牧 徳久君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○副議長（岡林剛也君）

投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、牧 徳久君7票、福留達也君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であり、牧 徳久君と福留達也君の投票数はいずれもこれを越えております。

両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第18条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選を決定することとなっています。

牧 徳久君及び福留達也君が議場におられますのでくじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、1番の番号を引いた方が当選人となります。くじは抽選棒で行います。

牧 徳久君、くじの立会人をお願いします。牧 徳久君の代理で上木千恵造君の立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。牧 徳久君、福留達也君、くじを引いてください。

[くじ引き]

○副議長（岡林剛也君）

くじを引く順番が決定しましたので報告いたします。まず初めに福留達也君、次に牧 徳久君、以上のおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじ引きを行います。

[くじ引き]

○副議長（岡林剛也君）

くじの結果を報告します。くじの結果、福留達也君が当選人と決定いたしました。
議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（岡林剛也君）

ただいま当選されました福留達也君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました福留達也君から議長当選の挨拶をいただきます。それでは、登壇をお願いします。

○10番（福留達也君）

議長就任の挨拶の前に町民の皆様に対し、一言おわび申し上げたいと思います。

12月8日に開会した第4回伊仙町議会定例会冒頭において、議長の辞任があり、それに伴い後任の議長選挙が行われ、当選させていただいたにも関わらず、諸般の事情により辞退いたしました。その結果、その後の議会の空転を引き起こし、本日に至るまで議長不在の異常事態が続き、議会における議案審議が完全に停止いたしました。

折しも世界中において猛威を振るっているコロナウイルスによる感染者が伊仙町内においても初めて確認され、伊仙町全体に不安感が漂っている中での混乱でありました。

議会議員として、本来の職責である議会において議論をし、決定していくということができず、町民の方に対し不安や失望、さらには怒りの感情さえ生じさせる原因をつくってしまいました。この失態を謙虚に受け止め、今後二度とこのようなことを起こすことなく信頼される議会議員となるよう誠心誠意職務を遂行していきたいと思っております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。心よりおわび申し上げます。

議長選挙に関しましては、1度ならず、2度にわたり指名いただきありがとうございます。この3年間、美島議長、明石議長が就任してまいりました。人生経験豊富な両氏が懸命に努力してもなかなか議会内における対立構造の解消には至りませんでした。そんな現状の中において私が議長になったからといって、簡単にはこの根深い対立が解消するわけではなく、逆により悪化してしまう可能性すらあると思っております。

今回の議長就任を引き受けるに当たり、皆さんにお願いしたいことがあります。これまでの自身の態度を振り返り、自戒の念を込めてのお願いでもあります。今後、議案を審議、採決し、決定するに当たり、常に伊仙町全体の利益にかなっているだろうか、また、町民生活の向上につながっているだろうか、この視点を忘れずに議案審議に臨み、そして、正常な形での審議結果を残して閉会する、こういった努力をしていただきたいと思います。

我々が議会議員として向き合うのは町長でもなく対立陣営でもありません。提出された議案を議会の視点において、その先にある町民生活の向上に焦点を当てて判断、決定していくことでありま

す。

今後も様々な場面において激しい議論の対立はあるだろうし、またこの激しい議論の対立があることは、ある意味健全な議会だとも思っております。そして、対立したときにこそ自分たちの主張のみを繰り返したり、姑息な手段を使ったり、投げやりになったり、無関心になったりせず、真摯に向き合い伊仙町全体の利益や町民生活の向上といった観点から見つめ直す努力をすべきだと思っております。

かつてプロセインという国の礎を築いたビスマルクという政治家の言葉に「政治とは妥協の産物である」という言葉があります。様々な使われ方があり、賛否の分かれる言葉ではありますが、ぜひ皆さんに参考にしていただきたい言葉でもあります。互いの主張が相入れないときには、再度、相手の主張を冷静に判断し、落としどころを模索する努力をすべきであります。

今後は、審議拒否や流会を繰り返した議会とは決別し、正常な議会へと軌道修正していただきたいと思っております。

私も議長として中立公正な立場を貫き、正常な議会運営に努力してまいりたいと思っております。

最後になりますが、現在、この14名の議会議員としての任期も残り約1年であります。改選を行いますと、ほぼ現在のメンバーでの議会も残り約1年しかないということになります。年齢や社会経験、これまでの生き方や考え方、それぞれ違う仲間が不思議な縁で議会議員として集まっているわけであります。多くの町民の利益になること、そしてこの先伊仙町を引っ張っていくであろう若者やふるさとを離れて頑張っている出身者がどう感じるだろうか、そのようなことまで考えた議会活動を行い、今後それぞれが議会活動から身を引き、自分自身の人生を振り返ったときに、あのメンバーでの議会活動は激しい議論や対立もあって批判されることも多かったけれども、伊仙町の役に立つことも数多く行えたと誇りを持てるような議会活動を行っていきたいと思っております。

甚だ生意気で失礼で批判がましいことも申し上げましたが、以上が、このたびの議長就任に際し、現在、私が考えていることであります。皆様方のご理解とご協力をお願いし、議長就任の挨拶を終わります。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○副議長（岡林剛也君）

福留議長、議長席にお着きをお願いします。

[副議長退席、議長着席]

○議長（福留達也君）

議事日程作成のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時36分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（福留達也君）

日程第2 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、杉山 肇君、牧本和英君、予備署名議員を西 彦二君、佐田 元君を指名します。

△ 日程第3 会期の決定

○議長（福留達也君）

日程第3 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日12月17日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月17日の1日間と決定いたしました。なお、会議日程につきましては、お配りしてあります日程のとおりであります。

△ 日程第4 議案第63号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更

○議長（福留達也君）

日程第4 議案第63号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和2年第5回伊仙町議会臨時会に提案いたしました議案第63号について、提案理由の説明をいたします。

議案第63号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更について協議をしたいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第63号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第63号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の

変更について補足説明をいたします。

大島農業共済事務組合の解散に伴い、同事務組合が鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から脱退することによる規約の変更でございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第63号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第63号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について、質疑をいたします。

大島農業共済組合を脱退させるということですが、この脱退する理由等分かっていたら説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

大島農業共済事務組合が解散に伴いということですが、共済組合がなくなるという意味ではなくて、事務組合がこの鹿児島県市町村総合事務組合から脱退することです。

○14番（美島盛秀君）

といいますと県全体の組合には入っているが、大島地区の組合はそのまま残るといことは、大島地区の共済事業関係は大島地区で今後継続してやっていくという考え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

この事務組合で鹿児島県の市町村総合事務組合からは外れるんですが、大島農業共済事務組合というのは存続していくということになります。

○14番（美島盛秀君）

いや、その事業の継続です。

○総務課長（久保 等君）

事業の継続はしてまいります。あくまでも県の事務組合から脱退することです。

○14番（美島盛秀君）

今いろんな農協やいろんな組織が合併をしてやっている中で県の組合から脱退する、外れるということは、これはまた何か意味が理解しがたいところなんですけども、後もって、そういうところを調べたりして説明をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第63号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第63号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第5 議案第64号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更

△ 日程第6 議案第65号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

○議長（福留達也君）

日程第5 議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、日程第6 議案第65号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明の前に、今回は流会になりまして、今日、新しい福留達也議長が誕生したということで、これから新たに議会が執行部とともにすばらしい伊仙町をつくり上げていけるよう、我々も全力で取り組んでまいります。

コロナの後の時代がどうなるかということで、今、すみません、ちょっと演説になりましたけれども、新しいまちづくり、我々が目指しているこれから農業と福祉、社会保障、生命に関するそういう時代になるというふうにいわれておりますので、伊仙町も一致団結して頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導よろしく願いいたします。

それでは、議案第64号は伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、議案第65号は伊仙町辺地総合整備計画の一部変更につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の15号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（名古屋二君）

議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、補足説明をいたします。

伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、別表がついておりますが、そこに下線を引いてある部分に変更となります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第64号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

過疎地域自立促進計画について質疑をいたします。

まず7ページの真ん中あたりの奄美農業緊急支援事業営農ハウス、これが4,500万の事業費を一回も使わずに廃止となっておりますけれども、この理由をお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

当営農研修ハウスにつきましては、旧農業高校の隣接農地を計画いたしておりましたが、今年度、県との払下げ交渉の中で伊仙町が予定していたところは県が購入した土地のため譲渡にはほかのところに比べて時間がかかると、そのため一旦廃止をいたしまして、今後の交渉を見ながら計画、確保してまいりたいと思い、今回廃止の計上させていただいております。

○14番（美島盛秀君）

廃止ということでありまして、今後、検討しながらまた進めていくということであれば、廃止しないで継続にしておったほうがよかったんじゃないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

継続ということもあつたんですけど、この事業自体が一旦令和2年で過疎計画自体が終わりだったもので一旦は廃止という形をとりまして、また新しい過疎自立計画を作成の際にはまた検討して計上してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

この事業につきましては、農高跡地の土地がありますので農業支援センターが設置されたということでそこにハウスを造って農業後継者を育てていくのが最初の目的だったと私は思います。そういう一つの事業を計画しても継続的にできない、なぜですか。町長、どう思いますか、この廃止について。

○経済課長（仲島正敏君）

ハウスにつきましては先ほど申しましたとおりに県の購入した土地に、その一番広い農地のところに計画をしておりました関係上、なかなかここは県といたしましても払下げには時間がかかるといふことでございましたので、このような形を取らせていただいております。また新たな土地を模索して計画をしてまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ農業振興の観点から場所を変えてでも継続してハウスで農業振興ができるように努力してい

ただきたいと思います。

次に、8ページの上から2番目の水産業、5年間の予算が2,080万8,000円、これを2年間、28年、29年はやったけれども30年、令和元年はやらずに令和2年度に532万円を計画しながら令和2年に114万4,000円に減額して変更があります。このことについて説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては離島再生支援事業を29年度までは58名の漁業集落で計画をしましてまいりましたけれども、今回、事業を申請するに当たりまして仕切り直しということで新たにこの漁業集落及び新規に漁業集落の活動をしたいという方たちに要望調査を行った結果、この予算にございます9名の方が今回新たにこの事業を開始するというので同意をいただきましたのでその9名分の予算を計上させていただいております。

○14番（美島盛秀君）

この問題は漁業集落問題との関連があったと思いますけれども、114万4,000円という今年の事業費、これは今年、令和2年度までの変更でありまして、これ以降、来年度まだ組替え等新たな事業計画が出てくるとは思いますけれども、今後、来年度もこの114万4,000円で計画をするのか、またその県に返納された、そういうところをどう今後クリアしていけるのか、説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今現在の状況ではまずは9名で活動をし、実績を積みまして、また新たに追加要望がある際には新たな漁業者を育成をしながら追加の要望に応じてまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

これを見ますと28年度、29年度が780万8,000円、今年が114万4,000、これを来年度からもうこれを継続していくと漁業集落の意味が全くなさない。国は今、あるいは奄美関係は海に囲まれて漁業を振興しなさいという国の方針でもあると私は思っております。海に囲まれた日本でありますので鹿児島県を含めて離島の多い島々のためにできた離島漁業振興法があると思います。そういうような関係で一般財源でも使って、特殊財源を使ってでも私は漁業振興にもっともっと力を入れていかなければ地産地消にもつながらない、大きな課題が残されていると思うんですけれども、そこらあたり町長ちょっと答弁お願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたとおり、これからはいろんな政策が分散型の予算がつくっていきだろうと、菅総理大臣はそのことを徹底してやっていくような論説などがありますので、徳之島もこれから伊仙町、特に農業だけではなくて林業も漁業もあらゆる分野で今まで推進してこなかった分、まだまだ大きな可能性を秘めておりますのでそのことについても今後しっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。そのことが地方創生そのものでありますので取り組んでまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

3年前に台風で港が大損害を受けました。そして、個人の持っている船も被害を受けて、その船も買えない人もたくさん出ております。そしてまた、漁業をあきらめざるを得ない人、あるいは高齢化に伴う漁業ができないと、もうたくさん出ております。そういう中で若い後継者を育てていくためにはやはり町がもっともっと力を入れて支援をしてあげなければ、この事業はもういつかなくなると、このぐらいの事業推進をしていっておれば、補助金も伊仙町には出さないとされる可能性があるとは思っております。ですから、そうならないように今のうちから取り組んでいっていただきたいということをお願いいたしておきます。

次に、12ページ、西原線というのがありますけれども事業内容の変更となっておりますけれども、令和2年度に520万の予算を計上してあるのが1,961万7,000円に変更となっております。これは今年でやったのか、今からまたやる事業なのか、今後やる予定があるのか、場所、それから予定等をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

この西原線について、工事は1週間前に工事は完成しております。この延長が延びた理由については地元の要望もあり、補修箇所の延長を延ばして場所的にはウワナル線から鍾乳洞へ行く道路です、そこの道路の改良舗装を行ったところです。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

西原線については分かりました。

15ページの⑤の耐震性防火水槽、この事業も3,000万円の予算をゼロにして廃止となっておりますけれども、以前に質疑だったと思いますけれども、義名山のプールがあるから防火水槽に使えるからもうこれは廃止する考えだということを知った記憶があるんですけども、この廃止の理由を説明お願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質疑に答えます。

防火水槽であります、この過疎地域自立促進の計画を廃止してありますが、これを緊防災に計上したほうが率もよいということで緊防災に計上した経緯でこの過疎対策からは廃止してありま

す。これを今設計段階に入って義名山に200 t、それからほーらい館に50 tの防火水槽を計画して設計に進んでいるところでございます。

○14番（美島盛秀君）

これを廃止して（「緊急防災」と呼ぶ者あり）分かりました。

17ページ、伊仙町シルバー人材センター運営補助金事業、ずっとこう見てみますと28年度から令和2年度に増額になっているのですけれども、私も行って事情を直接聞いたのですけれども、徳之島町よりちょっと賃金等、経費が高めになっているというふうに思われますけれども、地元のシルバー会員何名で、そして受託をしてそういうお金がきちんともらえているのかどうか、決算関係あたりを説明できればお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今年度の初めのほうでシルバー人材センターの会員は約20名ほどだったと思います。実績報告等をいただいております。その中で総会のほうに私、そして町長、総務課長も含め出席しております、その実績報告を基に歳入歳出の決算全て確認しているところであります。

○14番（美島盛秀君）

これからの今後の会員の増は増える可能性があると思いますか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

今後も増えていくように人材センターの事務局と話しをしていかなければならないと思っています。また、来週シルバー人材センターとの来年度の打合せをする予定となっておりますので、その中でも増えていくよう努力していただけるようこちらからもお願いをしてみたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、これはもっともっと予算を増やしてもいいと私は思っているのですけれども、農業の関係で手が足りないということで本当に忙しい時期等もあります。なるべくシルバーとなれば60歳、65歳ですか、こう見てみますと仕事に就いていないもっとも若い人もいっぱいいるんじゃないかなと思われまので、そういう人たちを勧誘してシルバー人材センターというよりも何かいい方法、ほかに方法があると思うのですけれども、1週間に1日でも2日でも会員にして仕事を作ってあげるといふ努力をすれば徐々に会員も増えたり、あるいは農作業等、あるいは土木関係、いろんな仕事に派遣もできるのではないかなという気がいたしますので、ぜひ今後会員が増えるように、そして足りない予算はどんどん町に交渉して町から一般財源でも出して雇用の場を広げられるようにしていただきたいとお願いをしたいと思います。

18ページ、(3)番の集会施設・体育施設とその他とありますけど、学習支援センター建設事業、廃止になっております。私はずっと学力向上のためにも図書館は必要だといってこの学習支援センターに図書室を兼ねるといふ構想だったと思うのですけれども廃止になった理由、また今後図書館

建設等の計画はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

学習支援センターの建設に関しては、現在、庁舎の建設も進んでいる中で学習支援センターの建設というのは難しい状況にありますので廃止といたしまして、今後また計画を見直していかないといけないと考えているところであります。その中で、今現在、歴史民俗資料館の3階の1教室と4階の1教室を整備いたしまして東大生によるネットワーク事業といせん寺小屋と小中高生に向けた学習支援を今実施している状況であります。

○14番（美島盛秀君）

新庁舎建設に伴って事業を廃止をして変更すると、変えるということによろしいですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

はい。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと今言ったように新庁舎の3階、4階あたりにそういう図書館、それを考えているということですか。

○総務課長（久保 等君）

今、新庁舎の計画がありまして教育委員会部局についても新庁舎に入る計画でありますので、また、今使っている教育委員会部局、そちらでこの庁舎に移って来た後には向こうが空くという計画もありますのでそちらに図書館機能を持たせた設備ができないかということでいろいろ検討を進めているところであります。

○14番（美島盛秀君）

分かりました。それで3町、この図書館の連携した徳之島町で借りても伊仙町で返せる、伊仙町で借りても徳之島町で返せるというような連携協定みたいなのをやっていると思うのですが、伊仙町で図書を借りて徳之島町に返したり、あるいはまた徳之島町から借りて伊仙町で返す、あるいは天城町から借りて伊仙町に返す、そういう事業を今何冊ぐらいで月にあるいは年間に移動したり借りたりする生徒さん、児童さんがいますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ちょっと今資料がないので調べて報告してもよろしいでしょうか。図書室のちょっと調べてもよろしいでしょうか。

○議長（福留達也君）

細かい資料がないので後ほど調べて提出するということです。

○14番（美島盛秀君）

よく聞くのですが、徳之島町へ行ったら徳之島町の図書館や天城町の図書館は冊数が多いと、いろんな本があると、それで借りて来たら伊仙町でも返せるから伊仙町で返すという児童生徒も、一

般の人もいるらしいです。そこらあたりをどれぐらいの利用があるのか、また調べて調査をしてそういう今図書館がありませんので、そういうのを利用してもっともっと子供たちの読書週間、あるいは一般の人たちも農業の本とかいろいろな借りたいそういうのがあるらしいです。ですから、徳之島町、天城町へ行ったらそういう農業関係の本もいっぱいあるけど伊仙町にはもうこういう農業関係の勉強のできる本がないという話等も聞いたことがありますので、ぜひそういうのを調べて広報あたりでもっと活用できるような努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（岡林剛也君）

今の学習支援センター建設事業廃止になっておりますけれども、この事業当初は企業版ふるさと納税と併せて進めていくと確か説明があったと思うのですが、その企業版ふるさと納税今はどうなっているわけですか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

事業内容が変わりまして、今年からは企業版納税は行っておりません。

○6番（岡林剛也君）

今年はないかもしれませんが、今まで多分何年かやったと思うのですが、その額とかそういうのは分からないのですか。

○総務課長（久保 等君）

当初の企業版ふるさと納税については図書館整備とかその辺のことを上げて寄附を募ったわけがあります。それが去年、令和元年度でそのふるさと納税を受ける期間が終了したということで、今回また新たにどういった計画でこの企業版ふるさと納税を受けるかということで今協議中であります。去年までに受けた金額については、正確な数字が今手元にないものですから、またお調べしてお伝えいたします。

○6番（岡林剛也君）

せっかく企業さんが寄附してくれた大切な財源ですので、またその計画をほかに移すにしても議会にもちゃんと説明してこういうことで使っていきますということをまた報告してもらいたいと思います。

続きまして、その下の集落活性化推進事業新規で4,300万で計画されておりますけれども、この内容と、これは2年、今回から入っていますけれども、これはこの先また続いていくのかどうか、その辺も答弁をお願いします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これは阿権の前里屋敷の委託料と工事費でありまして、今回1回限りの計画としております。

○6番（岡林剛也君）

阿権の屋敷のことですか。あそこは確か改修するってありましたけれども、その進捗状況は今どうなっているのですか。

○未来創生課長（名古健二君）

10月9日に設計のほうが出されたんですけども不合格ということで、今まだ設計段階途中になっております。

○6番（岡林剛也君）

不合格ということはまた新たに設定の審査をやり直すということですか。それは公募ですか。

○未来創生課長（名古健二君）

うちの技術補佐が審査した結果、適正に設計がされていなかったものですから再度、やり直して提出ということで、今やり直しの作業を設計事務所の方がしているところであります。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

それとこの過疎地域自立促進計画ですけども、これは過疎地域自立促進特別措置法に対する計画なんですけれども、これは今年度、令和2年度で確か28年度から5年間あったのが切れて、新しい過疎法が3年から施行されると思うのですが、それについての5年間の計画は町として立っているのかどうなのか、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えいたします。

28年度から令和2年度までの計画、今年がこの計画策定の終了という年になって、令和3年度から新たに5年間の計画を立ち上げるわけですが、それを今検討して計画を進めている段階であります。

○6番（岡林剛也君）

今計画をしている段階とおっしゃいましたけども、昨年12月議会でサトウキビのハーベスター料1,000円、町が補助するという、確かその計画を私が過疎計画に乗せてくれと言ったら、町長も確かそうしていきたいというような答弁があったと思います。それで今度新しい計画を5年間また組むわけですけど、それにハーベスター料の助成1,000円を計画に乗せることは考えているのかいないのか、お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度は過疎計画の中ではトン当たり500円、また残りの500円につきましては、コロナの臨時交付金ということで予算を計上しておりますけれども、次年度につきましても今年度の収穫ベースでいくと6,000万円ほどかかることとなりますので、そこら辺はまた財務のほうと協議を重ねて計画をしてまいりたいと思います。

○6番（岡林剛也君）

町長はぜひ来年からもやっていきたいと、それはもう計画には乗せないで町単でもやっていくということなのか、それともぜひこの計画に乗せてやっていくということなのか、町長の答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

南西糖業の新社長がまいりましてそのことを申し上げておりますし、前回は南西糖業は伊仙町だけに出すことはできないという話でしたけれども、JAを含めて当初の3者でハーベスター料金のことをこれはやるのであればJAも南西糖業も3町一体となってやることになるわけですから、そのことも含めてあらゆる予算を検討しながら継続してまいります。

○6番（岡林剛也君）

ぜひこういういい計画もありますし、それに対して国の予算措置もありますので必ずこの過疎計画にそれを乗せてやってくれるよう要望いたします。

終わります。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第64号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第65号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（名古屋二君）

議案第65号、伊仙町辺地総合整備計画の一部に変更が生じたので、ご審議賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第65号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第65号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第65号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第7 議案第66号 伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

△ 日程第8 議案第67号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（福留達也君）

日程第7 議案第66号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第67号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第66号は、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第67号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第66号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について補足説明があれば、これを許します。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

議案第66号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

この条例の一部改正は、県の条例改正に伴い、本町においても整備するものであります。

令和3年度より、乳幼児医療費助成から子ども医療費助成に改め、また、対象者を非課税世帯の6歳までを18歳までに拡充するものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第66号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第66号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第66号、伊仙町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第67号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

議案第67号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

平成30年度税制改正において、給与控除、年金、公的年金等控除について10万円引き下げられることとなり、基礎控除10万円引き上げることとなりました。

これにおいて、これに伴い、所得情報を活用している社会保障制度についても意図せざる影響や不利益が生じないように、基本的額算定でなる33万円から10万円引き上げた43万に変えるものです。

ご審議承るようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第67号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第67号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第67号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第9 議案第68号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第10 議案第69号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第11 議案第70号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第12 議案第71号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第13 議案第72号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第14 議案第73号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（福留達也君）

日程第9 議案第68号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第10 議案第69号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第70号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12 議案第71号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第13 議案第72号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第73号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第68号は、令和2年度伊仙町一般会計、議案第69号は、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第70号は、令和2年度伊仙町介護保険特別会計、議案第71号は、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第72号は、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。

議案第73号は、令和2年度伊仙町上水道事業会計の規定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により、提案してあります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第68号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

すいません、ちょっと見にくいのでこうさせていただきます。

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額73億8,302万4,000円に、歳入歳出それぞれ1億6,400万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億4,703万円とするものであります。

予算書7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算、事項別明細書により、まず、歳入についてご説明いたします。

歳入の詳細については、予算書9ページから12ページにかけて記載してございますので、ご参照ください。

10款地方交付税、補正前の額、32億1,852万8,000円に2,238万4,000円を増額し、32億4,091万2,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、補正前の額、3,925万8,000円に877万1,000円を増額し、4,802万9,000円とするものであります。主なものとして、負担金の農林水産業負担金における畜産農家使用管理維持支援事業農家負担金649万9,000円の新規計上、畜産資材導入補助農家負担金227万2,000円の新規計上によるものであります。

13款使用料及び手数料8,205万8,000円に480万円を増額し、8,685万8,000円とするものであります。主なものとして、使用料の農林水産業使用料における百菜施設使用料360万円の増額、住宅使用料における滞納繰越分120万円の増額によるものであります。

14款国庫支出金、補正前の額、18億1,465万8,000円に3,876万8,000円を増額し、18億5,342万6,000円とするものであります。主なものとして、国庫負担金の民生費国庫負担金において、国民健康保険基盤安定負担金133万4,000円の増額、障害児入所・通所給付事業負担金213万3,000円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金において、地方創生推進交付金408万2,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金210万7,000円の増額、民生費国庫補助金において、子ども子育て支援交付金148万7,000円の増額、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金400万円の減額、衛生費国庫補助金において、合併浄化槽設置補助金971万円の増額、土木費国庫補助金において、公営住宅等整備事業224万7,000円の減額、橋梁整備事業交付金3,290万円の増額、教育費国庫補助金において、航路僻地修学旅行中学校費補助金271万3,000円の減額、僻地児童生徒援助費等補助金156万2,000円の増額等が主な要因であります。

15款県支出金、補正前の額、6億3,006万3,000円に2,263万7,000円を増額し、6億5,270万円とするものであります。主なものとしまして、県負担金の民生費県負担金において、国民健康保険基盤

安定負担金1,152万2,000円の増額、障害児入所・通所給付事業負担金106万6,000円の増額、県補助金の民生費県補助金において、子ども子育て支援交付金148万7,000円の増額、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金400万円の増額、衛生費県補助金の合併浄化槽設置補助金485万5,000円の増額等が主な要因であります。

17款寄附金、補正前の額、6,350万1,000円に2,000万円を増額し、8,350万1,000円とするものであります。寄附金のきばらでえ伊仙応援寄附金2,000万の増額によるものであります。

18款繰入金、補正前の額、2億6,155万8,000円に899万5,000円を増額し、2億7,055万3,000円とするものであります。特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金50万7,000円増額、基金繰入金のきばらでえ伊仙応援繰入金848万8,000円の増額によるものであります。

20款諸収入、補正前の額、3,477万4,000円に2,085万1,000円を増額し、5,562万5,000円とするものであります。雑入の総務費雑入において、市町村振興協会交付金516万3,000円の増額、建物等移転補償金118万1,000円の増額、過年度分IRU芯線使用料1,090万7,000円の増額、貸付金元利収入の農林水産業貸付金元利収入において、直売所百菜運営資金貸付金元金360万円の増額によるものであります。

21款町債、補正前の額、7億1,509万8,000円に1,680万円を増額し、7億3,189万8,000円とするものであります。町債の過疎対策事業債において、防災安全社会資本整備交付金事業債1,410万円の増額、過疎対策事業債から辺地対策事業債への組替えを行う救助工作車導入事業債3,330万円の減額、辺地対策事業債において、西犬田布地区農村生活改善センター更新事業270万円の増額、救助工作車導入事業債3,330万円の増額によるものであります。

歳入合計73億8,302万4,000円に1億6,400万6,000円を増額し、75億4,703万円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書8ページをお開きください。

1款会議費、補正前の額、8,842万3,000円から182万3,000円を減額し、8,660万円とするものであります。主なものとして、議会費の旅費160万2,000円の減額によるものであります。

2款総務費、補正前の額、12億3,360万1,000円に1,227万7,000円を増額し、12億4,587万8,000円とするものであります。主なものとして、総務管理費の一般管理費において研修旅費150万円の減額、交通安全対策費において交通安全施設作成材料費100万円の増額、企画費において修繕費310万9,000円の増額、地方公共交通特別対策事業補助金225万円の減額、企業誘致対策事業費においてふるさと雇用再生事業委託費100万円の減額、きばらでえ伊仙応援基金事業費において返礼品代720万円の増額、通信運搬費100万円の増額、基金積立金2,000万円の増額、地方創生事業費において人材交流育成事業委託料600万円の減額、徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費において徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営繰出金916万9,000円の減額等が主な要因であります。

3款民生費、補正前の額、22億1,781万2,000円に2,547万円を増額し、22億4,328万2,000円とする

ものであります。主なものとして、社会福祉費の社会福祉総務費において、国民健康保険基盤安定繰出金1,714万2,000円の増額、国保会計財政安定化支援事業繰出金155万円の減額、老人福祉において、老人保護措置費137万9,000円の増額、障害者福祉において、地域生活支援事業費補助金270万3,000円の増額、障害児入所・通所給付事業費426万6,000円の増額、児童福祉費の子育て支援事業費において、感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援委託120万2,000円の増額等が主な要因であります。

4款衛生費、補正前の額、6億3,818万4,000円に2,555万2,000円を増額し、6億6,373万6,000円とするものであります。主なものとして、保健衛生費の環境衛生費において、合併浄化槽設置補助金1,942万円の増額、予防費において、予防接種委託料102万9,000円の減額、検温業務委託料121万円の増額、新型コロナウイルス感染症島外療養者帰島交通費補助金100万円の増額、新型コロナウイルス感染症医療機関初診料100万円の増額、水道事業費の上水道事業費において、上水道事業会計繰出金175万8,000円の増額等が主な要因であります。

6款農林水産業費、補正前の額、8億2,027万6,000円に3,207万5,000円を増額し、8億5,235万1,000円とするものであります。主なものとして、農業費の農業総務費において、損失補填費1,853万2,000円の増額、畜産振興費において、畜産農家使用管理維持支援委託料649万9,000円を増額、畜産資材導入委託料227万2,000円の増額、農業支援センター運営費において、新規就農演習支援事業費補助金243万円の減額、農地費の特定地域振興生産基盤整備事業において、修繕費600万円の増額、重機借上げ料100万円の増額等が主な要因であります。

7款商工費、補正前の額、1億1,744万9,000円に133万円を増額し、1億1,877万9,000円とするものであります。主なものとして、商工費の観光費において、伊仙町闘牛協会支援金150万円の増額、世界自然遺産推進事業費において、徳之島地区自然保護評議会負担金100万円の減額等が主な要因であります。

8款土木費、補正前の額、4億8,013万8,000円に5,748万4,000円を増額し、5億3,762万2,000円とするものであります。主なものとして、道路橋梁費の道路維持費において、修繕費1,353万5,000円の増額、工作物等補償費90万円の増額、防災安全社会資本整備交付金事業において、設計委託料1,000万円の増額、工事請負費3,700万円の増額、住宅費の住宅管理費において、修繕費110万円の増額、解体撤去委託料400万円の増額、公営住宅建設事業費において、設計委託料300万円の減額、用地購入費210万円の減額等が主な要因であります。

9款消防費、補正前の額、2億6,587万9,000円から18万8,000円を減額し、2億6,569万1,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額、6億3,947万円に456万円を増額し、6億4,403万円とするものであります。主なものとして、教育総務費のG I G Aスクール環境整備事業において、端末設定保守委託料1,400万円の減額、備品購入費1,779万5,000円の増額、小学校費の学校管理費において、光熱費540万円の増額、印刷製本費86万円の増額、修学旅行キャンセル等支援事業において、キャンセル料支

援費345万円の減額、中学校費の教育振興費において、航路へき地修学旅行費412万5,000円の減額、修学旅行キャンセル等支援事業において、キャンセル料支援費375万円の減額、高等学校費の高等学校総務費において、離島高校生就学支援費312万4,000円の増額、幼稚園費の幼稚園管理費において、カトリック幼稚園運営費負担金105万3,000円の増額、認定こども園運営負担金238万5,000円の増額、保健体育費の給食センター運営費において、設計委託料200万円の減額等が主な要因であります。

11款災害復旧費、補正前の額、887万4,000円に101万6,000円を増額し、989万円とするものであります。

12款公債費、補正前の額、8億6,791万8,000円から374万7,000円を減額し、8億6,417万1,000円とするものであります。

14款予備費、補正前の額、500万円に1,000万円を増額し、1,500万円とするものであります。当予備費においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に資する検査及び対策等のために計上した予備費であります。

歳出合計、補正前の額、73億8,302万4,000円に1億6,400万6,000円を増額し、75億4,703万円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。

次に、第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額3億3,050万円を3億1,130万円と改めるものであります。

2、辺地対策事業債、限度額4,010万円を7,610万円と改めるものであります。補正前の限度額合計7億1,509万8,000円を補正後の限度額合計7億3,189万8,000円と改めるものであります。

なお、いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

以上、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたしました。

ご審議賜り、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第69号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の額、11億4,528万2,000円から1億198万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を10億4,329万6,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入につきまして、5款国庫支出金1項2目システム整備費補助金について、今年度3月から始まるオンライン資格確認に係るシステム改修費用として8万8,000円増額し、補正後の額41万8,000円とするものです。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の上半期実績に伴う減額によるもので、普通交付金の9,995万円の減額、特別交付金1,783万6,000円の減額、合計1億1,778万6,000円減額するものです。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1,548万8,000円増額し、補正後の額1億1,170万2,000円とするものです。主な理由といたしまして、保険基盤安定繰入金の負担金確定に伴う増額となっております。

12款諸収入1項1目延滞金について、22万4,000円増額し、補正後の額、目の合計額を81万9,000円とするものです。こちらにも上半期実績に伴う下半期の見込額の増額が主な理由です。

続いて、6ページ、歳出について説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費について、14万8,000円増額補正し、補正後の額を982万円とするものです。主な内訳として、オンライン資格確認に係るシステム改修費用が8万8,000円、申請様式等の追加による国保情報データベースシステム改修費用が7万7,000円となっております。同款同項2目国民健康保険団体連合会負担金、結核精神帳票のレセプト抽出やデータ作成を国保連合会で行うことによる負担金として、新規計上で42万円増額補正し、補正後の額を155万4,000円とするものです。

同款2項徴収費については、賦課徴収費に係る費用の減額によるもので、項全体で36万6,000円減額し、補正後の額を、項合計額を378万円とするものです。

同款3項1目運営協議会費について、運営協議会研修会への出張欠席に伴う減額で、10万6,000円減額し、補正後の額を5万4,000円とするものです。

予算書7ページになります。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、上半期の給付実績に伴い6,000万円減額し、補正後の額を6億2,753万1,000円とするものです。

同款2項1目一般被保険者高額療養費についても、実績に伴う減額で、4,000万円減額補正し、補正後の額を1億3,338万3,000円とするものです。

同款3項1目一般被保険者移送費、下半期の所要見込額にある増額による補正5万円増額補正し、補正後の額を10万円とするものです。

3款国民健康保険事業納付金1項1目一般保険者医療給付費分と、その下の3款2項1目一般保

険者後期高齢者支援金等分については、財源組替えによるもので補正はありません。

予算書、8ページもあります。

6款1項保健事業費及びその下、2項特定健康診査等事業費については、健康増進課における疾病予防や検診に係る費用の減額によるもので、1項において21万円減額し、補正後の額を1,116万4,000円とし、2項特定健康診査等事業費は211万4,000円減額し、補正後の額を763万3,000円とするものです。

9款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金、上半期の実績に伴い14万6,000円増額。

9ページになりますが、9ページの2目退職被保険者等保険税還付金の廃目による増額分、10万円の合計額24万6,000円を増額補正し、補正後の額を174万6,000円とするものです。

予算書、次のそのまま9ページとなります。

同款同項2目退職被保険者等保険税還付金、先ほど説明しましたが、廃目によるもので、目内の全額、10万円を減額するものです。13目保健事業分交付金、償還金については、疾病予防経費に係る事業の前年度の実績に伴う償還金分を4万6,000円増額補正するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第70号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第70号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億5,984万3,000円に、歳入歳出それぞれ3,887万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,096万7,000円とするものです。

歳入につきまして、5ページをお開きください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金について、施設介護サービス、居宅介護サービス共に下半期の使用見込数が減額となることから626万1,000円減額し、補正後の額を1億5,425万9,000円とするものです。

同款2項1目調整交付金について、上半期の実績に伴い、下半期の所要見込額が減額となることから1,120万9,000円、同款同項2目介護保険事業費補助金は、令和3年度の介護報酬改定に向けたシステム改修費用として31万3,000円、新たに予算計上するものです。同款同項4目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）については、上半期の実績に伴い、下半期の所要見込額が減額となることから6万4,000円減額、2項全体の補正額として1,096万円減額し、補正後の額を1億2,470万8,000円とするものです。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金について、上半期の実績から下半期の所要見込額

を算出し、所要見込額が減額となることから1,077万3,000円減額し、補正後の額を2億2,950万円とするものです。

4款県支出金1項1目介護給付費負担金を上半期の実績に伴い、下半期の所要見込額が減額となることから670万7,000円減額し、補正後の額を1億2,199万円とするものです。

同款2項3目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業以外）についても、実績に伴う減額として3万2,000円減額し、補正後の額を386万9,000円とするものです。

予算書6ページになります。

5款繰入金1項1目介護給付費繰入金は498万7,000円減額、同款同項2目地域支援事業費繰入金は3万2,000円の減額、いずれも上半期の実績に伴う所要見込額の減額によるものです。同款同項4目その他繰入金、コロナウイルスの影響による旅費の減額やシステム保守の不用によるものが主な理由で、23万1,000円減額となっております。項全体で525万円減額し、補正後の額を1億5,233万8,000円とするものです。

同款2項1目介護給付費準備金繰入金、還付金の所要見込額の増額により60万円増額し、補正後の額を60万1,000円とするものです。

6款諸収入2項2目雑入について、徳之島地区介護組合負担金の令和元年度分の実績確定に伴う返還金として50万7,000円を増額し、補正後の額を134万8,000円とするものです。

次に、7ページ、歳出について説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費について、補正前の額338万5,000円から8万2,000円増額し、補正後の額を346万7,000円とするものです。主な理由としては、令和3年度の介護報酬改定に向けたシステム改修費用の支出によるものです。

2款保険給付費1項3目地域密着型介護サービス給付費は500万円の減額、同款同項5目施設介護サービス給付費は2,939万円の減額、同款同項7目居宅介護福祉用具購入費は80万円の増額、同款同項9目居宅介護サービス計画給付費は100万円の減額、全て上半期の実績に伴う増減となっており、項全体で3,459万円減額し、補正後の額を7億6,911万円とするものです。

同款2項1目介護予防サービス給付費は50万円の増額、同款同項3目地域密着型介護予防サービス給付費は110万円の減額。

次の8ページになります。

同款同項5目介護予防福祉用具費20万円の増額、こちらも上半期の実績に伴う増減で、項全体で59万円増額し、補正後の額を1,129万円とするものです。

同款4項1目高額介護サービス費、その下の6項1目特定入所者介護サービス費、こちらについても、実績に伴う所要見込額の減額で、4項高額介護サービス等諸費が、項全体で60万円減額し、補正後の額を2,150万、6項特定入所者介護サービスが530万円減額し、補正後の額を4,400万円とするものです。

3款地域支援事業3項7目認知症総合支援事業費、コロナウイルスの影響による旅費等の減額に

よるもので16万5,000円減額し、補正後の額を314万4,000円とするものです。

5 諸支出金 1 項 1 目 第 1 号被保険者還付加算金については、実績に伴い、所要見込額が増となることから60万円増額し、補正後の額を110万円とするものです。

同款 2 項 1 目一般会計繰出金は、徳之島地区介護保険組合負担金の令和元年度分の実績確定に伴う返還金分を50万7,000円増額し、補正後の額を50万8,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第71号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第71号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,254万3,000円に、歳入歳出それぞれ111万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,143万1,000円とするものです。

5 ページをお開きください。

歳入につきまして、3 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金について、補正前の額329万7,000円から6万8,000円減額し、補正後の額を322万9,000円とするものです。主な理由といたしまして、コロナウイルスの影響による旅費の減額によるものです。同款同項 2 目保険基盤安定繰入金については繰入額の確定に伴い減額によるもので、補正前の額4,396万8,000円から43万4,000円減額し、補正後の額を4,353万4,000円とするものです。

5 款諸収入 4 項 4 目訪問指導事業収入、実績の確定に伴い1万9,000円増額し、補正後の額を15万1,000円とするものです。同款同項 5 目予防重視一体的事業収入、事業の中止が決定したことから、目内の予算全額である52万1,000円を減額するものです。同款同項 6 目訪問指導事業収入は、4 目で予算計上するべきものを本目で誤って計上していたため、全額である12万5,000円減額し、廃目とするものです。

なお、4 目においては実績が確定しているため、今回の増額分のみで組替えは不要となります。

同款 5 項 2 目雑入について、システム改修の財源として新たに1万7,000円総額するものです。

次に、歳出について説明いたします。

6 ページになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費について、補正前の額284万8,000円に1万4,000円減額し、補正後の額283万4,000円とするものです。主な増減の理由として、コロナウイルスの影響による旅費の減額、来年度の住民税基礎控除額の改正に伴うシステム改修費用の増額によるものです。

同款 2 項 1 目賦課徴収費、印刷製本に係る費用の実績に伴い、所要見込額が減額となることから3

万7,000円減額し、補正後の額41万2,000円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金について、負担金額の確定に伴い、補正前の額 1 億8,632万2,000円に43万4,000円減額し、補正後の額を 1 億8,588万8,000円とするものです。

3 款保健事業費 1 項 4 目訪問指導事業費、補正前の額26万2,000円から10万6,000円減額し、補正後の額を15万6,000円とするものです。主な理由といたしまして、コロナウイルスの影響による旅費の減額となっております。

同款 2 項 1 目予防重視一体的事業収入は、歳入のほうでも説明しましたが、事業の中止により52万1,000円、全額を減額としております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第72号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第72号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額 1 億2,881万5,000円から、歳入歳出それぞれ641万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億2,240万2,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。

予算書 3 ページをお願いいたします。

2 款繰入金において、補正前の額6,924万6,000円から916万9,000円減額し、補正後の額を6,007万7,000円とするものであります。全国的な新型コロナウイルス感染拡大に伴う旅費の減額または各種イベントの開催自粛に伴う事業費の減額、また、バス運行の委託事業に伴う運転手の報酬の減額や9月までのインストラクター人材不足に伴う報酬の減額、この他、年度内事業の執行状況により需用費や役務費が減額するものであり、4 款諸収入 1 項 1 目雑入においては、補正前の額958万3,000円に前年度の消費税還付金123万7,000円と、過年度の百菜電気滞納分、151万9,000円を合わせて275万6,000円を増額補正し、補正後の額を1,233万9,000円とするものであり、歳入の合わせて 2 款 1 項 1 目繰入金において、一般会計繰入金916万9,000円を減額とするものであります。

歳入合計、補正前の額 1 億2,881万5,000円から641万3,000円減額補正し、補正後の歳入合計を 1 億2,240万2,000円とするものであります。

続きまして、歳出につきましては 6 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 1 節報酬612万2,000円の減額は、巡回バス運行開始に伴うバス運転業務の委託による報酬の減額と、9月まで退職後のスタッフが充足されない時期が

続き、9月から始まった水泳事業のスタッフの報酬をトータル見込みで減額するものであり、4節共済費は、同様に、運転手、労災保険料の13万円の減額、8節旅費や10節需用費、11節役員費、18節受講料の減額については、新型コロナウイルスの影響で年度内執行残の見込みであります。

12節委託料につきましては、事業運営委託料として189万1,000円を増額し、現在、役場で委託しています巡回バス業務などの事業が実証事業として行われておりますが、2月までの事業実施であることから、3月分にかかる巡回バス運行に伴う長寿子宝社への3月期1か月分の事業委託費であります。

また、水泳インストラクター業務に係る委託料につきましては、会員が増えていますが、水泳指導インストラクターについては、時間で業務委託契約を行っておりまして、報酬費を減額し、委託料45万円増額するものであります。その下のインストラクター業務委託料についても、時間給で業務委託しているインストラクターについて報酬費を減額し、委託料67万2,000円を増額するものであります。

26節公課費については、令和2年度の消費税として予算化していましたが、令和元年度が、申告後、123万7,000円還付されており、令和2年度においてもコロナの影響などもあり、収益の急増は困難な状況から150万円を減額補正するものであります。

3款1項1目文化事業費においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、主にはクリスマス会などのイベントの中止に伴う事業費の削減であります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第73号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（徳永正大君）

議案第73号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明いたします。

上水道事業会計予算書1ページをお願いします。

収益的支出について、水道事業既決の予算3億1,597万4,000円に、175万8,000円を増額補正し、3億1,773万2,000円といたします。一方、水道事業費は、既決の予定額3億1,263万4,000円に175万8,000円を加えた3億1,439万2,000円とするものでございます。歳入歳出差引きで334万円となります。

続きまして、資本的支出について、補足説明いたします。

収入は、補正の予定はございませんが、支出では既決の予定額1億7,573万1,000円に295万9,000円を増額し、1億7,869万円とするものでございます。差引き6,276万7,000円の不足となりますが、損益勘定留保資金で補填いたします。

予算書2ページをお願いします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

款1水道事業収益項1 営業収益目3 その他の営業収益について説明いたします。

既決の予定額1億1,979万1,000円を175万8,000円増額し、1億2,154万9,000円とするものであります。理由につきましては支出で説明いたします。

支出について、量水器の交換することとしたため、款1 営業費用項1 営業費用目2 配水・給水費で85万円を増額いたします。

また、項2 営業外費用のうち、目2 消費税は昨年度支出に係る消費税の納付額が増えたため、90万8,000円増額でございます。

以上のことにつきまして、支出については、合計175万8,000円を増額補正するものであります。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入については、補正はございません。

資本的支出では、既決の1億7,573万1,000円に295万9,000円を増額し、1億7,869万円とするものでございます。

款1 資本的支出項1 建設改良費目2 配水施設費、これは埋設深度が深いなど、復旧工事が困難で期間を要することが明らかなことで、利用者の負担を考慮して配水管布設替えを緊急に実施するものでございます。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時49分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

○7番（牧 徳久君）

令和2年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

まず、歳入のほうから質疑をいたします。

ページ、9ページ、款12分担金及び負担金、5 農林水産業費負担金の中に畜産業費負担金の畜産農家飼養管理維持支援事業畜産農家負担金649万9,000円、その下の畜産資材導入補助畜産農家負担金についての説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほう、歳出の21ページの6 款農林水産事業費1 項農業費9 目畜産振興費に増額が計上されておりますけれども、今般、コロナ対策ということで、農業用の資材、例年行っておりますスタ

ンチョン・カーフハッチ、監視カメラ等の農家負担分を予算のほうに計上、そしてまた歳出のほうにも計上させていただいています。また、畜産資材導入補助、下の227万2,000円につきましては、少頭農家用の資材につきましてはの農家負担分の歳出でございます。両方とも2分の1の補助で、今までは歳出分だけ計上したのを、歳入歳出のほうも、農家負担分につきましても計上させていただいております。

こちら、理由といたしましては、コロナ対策ということで、国の補助事業をとということでございますので、このような形を取らせていただいております。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。

続きまして、款13使用料及び手数料、2の農林水産業使用料、百菜施設使用料については、今現在の百菜、徳之島ビジョンさんの使用料だと思いますが、これは年間分ですか。

○経済課長（仲島正敏君）

月30万円掛ける12か月分の360万円を予算計上させていただいております。

○7番（牧 徳久君）

それでは、4月から遡って、来年の3月まで完全これで、完全にとということ。

○経済課長（仲島正敏君）

1年分でございます。

○7番（牧 徳久君）

次に、款14国庫支出金の中の総務費国庫補助金、地方創生推進交付金が408万2,000円減額になっている理由と、その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてを説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまのご質問におこたえします。

まず最初に、地方創生関連交付金ということで408万2,000円落とさせてもらっていますけれども、まず、14ページの9目企業誘致対策事業費、ふるさと雇用再生事業委託費のほうの国庫費50万円を落とさせていただいております。

それと15ページ、目11地方創生関連事業費ということで、徳之島学び育ち島づくり事業費600万円の国庫費の300万円を落とさせていただいております。

続きまして、22ページ、目17農業支援センター運営費のほうで68万2,000円落としてあります。これの合計額になります。一応、14ページのふるさと雇用、この事業も、あと徳之島学び育ち島づくり事業もコロナの影響で取りやめということになっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第二次分で歳入が決定されましたけれども、計画されていた歳出が予算計上されていなかったということで、今回計上させていただきました。

以上です。

○7番（牧 徳久君）

そうしますと、この新型コロナウイルスの感染拡大で事業が取りやめになったということ。（「そうです」と呼ぶ者あり）分かりました。

次に、民生費国庫補助金、次の、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）の400万の減額についても同じですか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

ただいまの牧議員の質問にお答えします。

この400万円の減額は、要綱の読み誤りがございまして、国庫補助金から10ページの県補助金、10ページ下から4行目になりますけれども、400万を計上しています。組替えという形でございます。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。

次に、10ページをお願いします。

10ページの5の土木費国庫補助金5目、2の防災・安全社会資本整備事業交付金、橋梁整備事業交付金の3,290万の国庫補助がありますが、これについては、どこの橋梁を整備するのかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの牧議員の質問にお答えします。

これは、二次募集の橋梁補修の分であります。まだ確定はしていませんが、位置は今年の当初予算で上げた箇所になります。（「場所は」と呼ぶ者あり）場所は……。 （「分からなかったら後で報告でもいいです」と呼ぶ者あり）後で、詳細のほうは報告いたします。

○7番（牧 徳久君）

続きまして、歳入の11ページ、款17の寄附金、1項の寄附金として2,000万円の歳入がありますが、これは急に増えたということで、何件ぐらいなのかお伺いします。

○未来創生課長（名古屋健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今日現在で、1月から17日までで約3,000人の方に寄附金を頂いておりまして、それで今、年賀状の作成を、これ今、年賀状の作成をしているところであります。それで、この2,000万円は、12月から来年の3月までの去年の実績と比較しての、これぐらいは入るだろうということで、一応、見込み額を提示してあります。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。

続きまして、12ページ、款20の諸収入、総務費雑入であります。市町村振興協会交付金516万3,000円と、その3番目の過年度分IRU芯線使用料1,090万7,000円の詳細な説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

総務費雑入の市町村振興協会交付金については、額の改定に伴い、雑入に計上いたしました。建物等移転補償金118万1,000円については、光電柱移転に伴う補償金として、これは工事費等に伴う移転の補償です。118万1,000円を計上してございます。それと、過年度分 I R U 芯線使用料の1,090万7,000円については、前回の9月議会でも指摘のあった、去年支払うべき芯線使用料の分を過年度分として計上いたしまして、これはもう収入が入っているということになっております。

○7番（牧 徳久君）

そうしますと、この過年度分の I R U 芯線使用料については、調定が取られていなかった分については、これで解決したということですか。

○総務課長（久保 等君）

町として調定を取るべきであったが、それが取っていなかったということで指摘がございまして、その分の歳入がこれで取れたということになっております。

○7番（牧 徳久君）

その下の農林水産業費の貸付金収入360万、直売所百菜の運営資金貸付金元金であります。それは貸付金として、百菜に毎年500万円ずつ貸し付けておったと思いますが、これらの残の分ですか。

○経済課長（仲島正敏君）

議員のおっしゃるとおり、旧百菜時代に町から500万円を貸し付けをし、140万返済いただきまして、その残りの360万でございます。

○7番（牧 徳久君）

これで、貸付金については全部完了ということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい、そのようなになります。

○7番（牧 徳久君）

続きまして、歳出に移りたいと思います。

14ページ、款2 総務費の中の電算システム費、12の委託料であります。コンビニエンスストア 収納代行業務委託料とありますが、これはコンビニエンスストアで、例えば、町税辺りを支払った場合の代行業務委託料だと想いますが、この30万円というのは、何%ぐらいになっているのかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

この30万円の計上ですが、現在、当初で予定していた収納よりも収納増となっていることで、今後、コンビニ収納が増えるということで30万を計上しておりますが、それが収入の税収の何%に当たるかというのはちょっと今、手持ちの資料がないので、後もってお答えしたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

続きまして、18ページの款3民生費、目3子育て支援事業費の中の12委託料、感染症対策臨時休業時特別開所支援委託と62万8,000円、その下の感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援委託とありますが、この説明をお願いします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

牧議員の質問にお答えします。

本委託費に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、平日において午前中から放課後わくわくクラブ等開所のための経費の補助でございます。

また、人材確保に対する経費の補助というその2件でございます。

○7番（牧 徳久君）

続きまして、款4衛生費の中の日4予防費、18負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症島外療養者帰島交通費補助金100万円、その下の補助医新型コロナウイルス感染症医療機関初診料の100万円も含まれておりますが、これについて説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質疑にお答えします。

負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症島外療養者帰島交通費補助金であります。伊仙町においては、現在、12名の感染者が出たわけですが、その方々については、島内の医療機関で受入れがもう4、5名で手がいっぱいということで、医療崩壊につながるということで島外に搬送しているところであります。その方たちが大島、鹿児島に搬送されて帰りの交通費を、3町申合わせ事項によりまして、帰る際の交通費を補助するという形で計上しております。上限約2万円程度になるのですが、これから先、出るかもしれないわけですので、100万計上させていただきました。これについては2月から、今後、1月から3月にかけて、万が一出た際のことと考えて計上してありますが、帰りの人数によっては、また使用した残りは落とすような形になっております。

その下の感染症、医療機関の初診料であります。感染が濃厚接触者及び接触者ということで検査を実施したわけですが、その際、1人当たり3,000円程度の初診料が必要ということで、これもさつきと同様、3町話し合いをしまして、新型コロナウイルスの感症に資する検査、これは陽性の反応が出た方もいますし、陰性の方もいたのですが、その方たち全員分の初診料という形になります。

○7番（牧 徳久君）

負担金補助及び交付金の中の島外から帰島される場合は、このようにして補助金が出るということとであります。

また、往路の自衛隊ヘリコプターとか、海上保安庁の飛行機で送ったような新聞報道等も出ておりましたが、この往路分については、市町村、当該市町村が負担するということですか。

○総務課長（久保 等君）

感染が疑われた場合は、その際、保健所が接触者の追跡調査を行っているわけですが、その際の

対応は保健所が取ります。医療機関と協議をして、これ以上島内において治療が難しいとなれば、さっきおっしゃったように、自衛隊のヘリコプターを使って搬送しているわけですが、そこについては、国、県の対応で、自衛隊のほうにも要請を行うということで、そこに関しましては、国、県の対応で帰際の運賃については町が補助金を出すという形になっていますので、このような計上になっております。

○7番（牧 徳久君）

往路分は、国、県が持つということであります。それと下のコロナウイルス感染症のPCR検査とかよく言われておりますが、これについての負担金、これ1回当たり、1人当たりどれぐらいするものですか。

○総務課長（久保 等君）

これについては、はっきりした幾らか、PCRは幾らかかって、あと、その日で検査ができるTRC検査というものがあるのですが、これらについては、大体、当初、PCRについては4万円程度、TRCについては3万円程度ということで聞いておりますが、これ正確な値段なのかどうかというのは、ちょっとこちらのほうでは分かりかねます。その費用についても、国と県のほうでその費用は見るということで、初診料の3,000円についてのみ町負担ということで、このような計上になっております。

○7番（牧 徳久君）

そうすれば、東京辺り、テレビ報道でよく一般の駅とかそういうところで安くで入っているというのは、もう個人の考えから、そうしているということですか。国、県の補助とかそういうのは関係なく。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、総務課長のほうから説明ありました。当初、PCRが4万円とか、TRCが3万円とかいう話がありましたけれども、島のほうでは、TRC検査を3,000円程度でしているみたいですが、それは今必要な方にしていますので、本土とかで今、2、3千円とか、それぐらいの抗体検査が今、出ておりますから、個人で、希望で、例えば、この年末年始の帰省とかそういう際に、個人で希望とする方が今、テレビ報道等でされているものではないかと思えます。

○7番（牧 徳久君）

続きまして、21ページをお願いします。

款の6農林水産業費目4農業総務費の中の21補償補填及び賠償金1,853万2,000円でありますが、先ほど、百菜関連の貸付料の負担金もこれ360万円も含まれているとは思いますが、詳細な説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの牧議員の質問にお答えいたします。

損失補償費について、昨年の12月にも予算計上をさせていただいておりますけれども、旧百菜から今、指定管理を受けている会社が昨年4月から新しく経営をしているんですけれども、その際に、本来ならば、前百菜が支払わなければならない30年度分までの債務関係、例えば、従業員の未払い給料や買掛金などを立て替えていただいておりますので、こちらを、今回、また改めまして、救済措置ということで補填ということで計上させていただいております。この中には、先ほど議員からありましたように、歳入のほうの360万、ほーらい館の電気代等含まれております。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。

続きまして、22ページの款6農林水産業費の中で、目2特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業費のうちの需用費、修繕費が600万とありますが、これはどこを修繕するのかお伺いします。

○耕地課長補佐（田中勝也君）

ただいまの牧議員の質問にお答えいたします。

現在、中部地区で5件、西部地区で1件、東部地区で2件、今要望が上がっている農道舗装、水路の補修、水路の土砂上げ等を緊急性の高いのを計上して上げております。

以上です。

○7番（牧 徳久君）

これは需用費ですから、工事請負じゃないですから、修繕費という形ですから、契約とか、そういったのは、もう要らないわけですか。

○総務課長（久保 等君）

この修繕費については、農道関係で、今、サトウキビの刈り取りが始まっているところですが、昨年、糖業から、この間、雨で道路が、道路というか、舗装されていないところが車が通れなくなっているとか、そういう要望もありまして、工事請負ということじゃなくて、小さいところを修繕していくということで、何件か、今、上がっているところを修繕していくということで、修繕費のほうに計上させていただいているところであります。

○7番（牧 徳久君）

次に、23ページ。款7商工費、目2観光費の中の18負担金補助及び交付金、伊仙町闘牛協会支援金150万円とありますが、これについては、前、6月ですか、9月ですか、議会においても100万円の補正をしたと思いますが、合わせて250万円となりますが、これをどういった形で、闘牛持っている方は、今、コロナで大変な状況に陥っているわけですが、支援するのか。ただ、闘牛協会のみの支援なのかを詳細な説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

伊仙町闘牛協会支援金150万円の増額についてご説明いたします。

前回コロナ禍で闘牛大会が開催できない状況を踏まえ、闘牛文化の継承、闘牛主への支援などの観点から、9月議会で予算計上しましたが、100万円に今回の12月議会で150万円を追加し、予算計

上するものです。その内訳としまして、飼育代、飼料代としての町内闘牛数250頭に対し、1万円を支援するものであります。

○総務課長（久保 等君）

この支援金であります。これは伊仙町闘牛協会がこのような計画ですということ、上がってきたものについて予算化していますので、これを一律1万配るとか、そういうのを町で決めたわけではなくて、伊仙町闘牛協会のほうで、こういうことをしたいという要望がありまして、予算を計上している次第であります。

○7番（牧 徳久君）

この闘牛については、今250頭分という話をされているわけですが、闘牛、成牛が、子供が、何歳以上ぐらいから、これ対象になるのですか。250頭以上、もっといると思いますが、どういうのですか。

○総務課長（久保 等君）

ですので、先ほども言ったのですが、伊仙町闘牛協会のほうから、このような計画ということがありますので、その詳細について、また、こちらで聞き取りをして、お答えいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○7番（牧 徳久君）

これは徳之島全体の、3町とも、このように補正を上げて、9月補正で足らなかった分を補正しているわけですか。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

徳之島町、天城町においても、12月議会において補正をしております。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、この闘牛については、正月は闘牛されるようですが、正月番組に出ない牛については、牛主は飼料代とか大変でありますので、ぜひ、これを早急にしていただきたいし、また、先ほど申し上げました、闘牛協会に任すということですが、任すのではなくて、漏れがあった場合は、追加で、また補正等、3月議会等補正して、ぜひ、これを万全な、闘牛については何歳以上とか分からないと思いますが、全闘牛について、これを支給できるように努力していただきたいと思います。

続きまして、その下の目5の世界自然遺産推進事業費の中で、18負担金補助及び交付金、徳之島地区自然保護協議会負担金が、100万円が落とされているわけですが、新聞報道等によりますと、来年の6月、7月頃は世界遺産が決定するという話もありましたが、これに向けて、この自然保護協議会の負担金が落ちているというのはどういうことでしょうか。説明をお願いします。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

ご質問にお答えします。

徳之島地区自然保護協議会100万円の減額につきましては、世界自然遺産登録後のパブリックビューイング、登録記念式典などの予算でしたが、世界遺産委員会が延期になり、未執行に伴う減額

であります。

○7番（牧 徳久君）

この島内の自然保護協議会負担金というのは減額になっているわけで、この自然保護協議会の実在、まだあるわけですか、ないわけですか、活動しているわけですか。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

活動しております。

○7番（牧 徳久君）

そうすれば、この活動補助金は、もう要らないということですか。

○議長（福留達也君）

今年度予定していたあれが要らなくなったということで、削除したという話でしたよ。

○7番（牧 徳久君）

活動をしてないのは、要らないということですかって聞いているのですよ。（「いや、活動はして、活動はしているのですが、この世界自然……」と呼ぶ者あり）

○議長（福留達也君）

団体はあって、活動はしているわけですよ。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

自然保護協議会としては、活動はしていますが、先ほども申し上げたとおり、世界遺産委員会が延期になり、パブリックビューイング、登録記念式典が延期になったということで減額しております。

○7番（牧 徳久君）

はい、分かりました。

次に、24ページの款8土木費、目2の道路維持費の中の需用費、これについても、先ほどの耕地課のように、1,353万5,000円が計上されておりますが、これについて説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの牧議員のご質問にお答えします。

先ほど耕地課からも説明があったように、これは、路肩側溝の設置、修繕、のり面修繕、未舗装箇所解消、東部から西部まで、約21件以上の要望が入っております。額にして、50万から60万ぐらいの少額の工事というか、修繕でありますので、工事費に計上するのは、ちょっと難しいのかなと思っております。

○7番（牧 徳久君）

これについても、先ほど耕地課と一緒に、額が小さいため、工事請負費としてはいけないということで、組んであるということですが、5、60万だと、契約規則でありますとおり、随意契約でできるわけですね。

○建設課長（福島隆也君）

一応、条例でいけば、随意契約でいけると思います。

○7番（牧 徳久君）

分かりました。

次に、その下の防災・安全社会資本整備交付金事業の中の委託料、設計委託料1,000万、その下の14工事請負費の3,700万、これについては、伊仙馬根線の義名山からのあの道路だったんですが、この予算については、義名山側からするのか、馬根側からするのか、お伺いしてみたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの防災・安全社会資本交付金事業ですが、これは先ほど申しました橋梁の分です。橋梁の補修です。

○7番（牧 徳久君）

さっきの、失礼しました。橋梁補修の分ですね。はい、分かりました。

次に、27ページの目9学校管理費の中で、10の需用費、光熱水費が540万、非常に予算が高くなっているような気がいたしますが、これ補正で対応しているんですが、これ詳細な説明をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの牧議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

これは、各学校に設置をいたしました空調設備、こちらのほう、幼稚園が4台、小学校が39台、中学校が12台、合計55台の分の増設の分の電気代でございます。昨年度から、比較してみますと、約1.5倍電気料が上がっている状況でございます。

○7番（牧 徳久君）

そうしますと、これは大部分がクーラーを設置した場合の電気料が増額したということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

次に、28ページの款10教育費の中で、高等学校、目1高等学校総務費の中で、19負担金補助及び交付金、離島高校生就学支援費とありますが、これは、徳高生のバス通学定期代ですか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

今、牧議員がおっしゃいました徳之島高校へのバス通学をする生徒たちの補助でございます。

○7番（牧 徳久君）

ちなみに、何名ぐらいいらっしゃいますか。

○教委総務課長（上木正人君）

前期分といたしまして、4月から9月の実績で39名、こちらのほうの補助を受けてございます。

○7番（牧 徳久君）

以上で質疑を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありませんか。

○9番（永田 誠君）

令和2年度一般会計補正予算書（第4号）について質疑いたします。

26ページ。款10教育費、項1教育総務費の中の目6GIGAスクール環境整備事業なんですけども、委託料から備品購入に変わっておりますが、詳細な説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

永田議員のただいまの質疑にお答えをいたしたいと思います。

こちらの組替えにつきましては、当初基本パッケージ分は備品購入費、基本パッケージといたしますのは、タブレットでございます。追加パッケージ分は、委託料として、分けて事業を行う予定でございましたが、あらゆる情報収集、他市町村を確認したところ、備品購入費で一本化されております、今回の組替えを行いました。

追加の分の379万5,000円につきましては、教諭と予備の90台分でございます。

○9番（永田 誠君）

これは、タブレットということですけど、これは小学生も中学生もあるということですか。

○教委総務課長（上木正人君）

そうですね、小学校1年生から中学3年生までの全ての児童生徒でございます。

○9番（永田 誠君）

そうしますと、全体的なタブレットの台数は何台でしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

790台、90台が教諭の分でございます、790台となります。

○9番（永田 誠君）

それでは、この間、臨時休校とかがあって、このタブレットで、自宅でオンライン授業とかをできるような形になるのでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

そうですね、各家庭にインターネット環境が整っていれば、こちらのほう、自宅に持って帰って、タブレットで遠隔授業できるような形になってございます。

○9番（永田 誠君）

これは、他、徳之島町、天城町では、今現在のところは、どのような感じでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

たしか、徳之島町が12月8日だったかと思うのですが、こちらの契約を結んでいらっしゃると思います。また、天城町も、9日だったと思いますけども、契約のほうを結んでございます。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和2年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

まず、10ページ。款15県支出金、項2県補助金、地域自殺対策緊急強化事業補助金の13万8,000円が減額されているのですが、去年自殺対策の研修を職員によって受けました。非常に重要な問題だというふうに受け止めましたけれども、今年に入って、ややもすると自殺じゃないかと思われるような死亡した40代か、50代か、若い世代の自殺者じゃないかと思われる人がいるということ等を聞いておりますし、また、新聞等にも入水自殺する女性を高校生が助けたというような新聞報道等もありました。これが、コロナとか、いろんな最近の不景気とか、いろんな条件が絡んでの自殺かもしれませんけれども、この自殺対策について、今年、そういう自殺に関わる経費等を使ったのかどうか。ここで減額されておりますので、その減額してある理由をお尋ねいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

地域自殺対策事業について、本年度も当初予算の計画どおりに今現在事業は行われております。パンフレット、普及啓発に係る費用として、事業費を計上しておりまして、今回減額するものに関しては、報償費の今回一度開催されているのですが、年度当初は2回開催する予定だったのですけれども、1回分をコロナウイルスの影響によって中止したための減額となっております。

もう1点、需用費、印刷製本費の部分が減額となっておりますけれども、こちらも、当初見積もりを立てていたところだったのですけれども、昨年と同じ事業所、事業者へ発注をかけたところ、昨年度のデータが残っていて、それを活用することができたということで減額となっております。

○14番（美島盛秀君）

講習会ですか、協議会ですか、の2回予定していたのが、1回で終わったと。その事業費が減額ということですが、今年のこの令和2年度のそういう自殺者というのは、伊仙町には、なかったということよろしいですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

今年度の集計データは県のほうが把握しておりまして、まだ、結果は出てきてないんですけども、新聞等による報道で、何名か該当するのではないかという方の報道はあるところであります。例年、保健所の管轄として南三島を見ているんですけども、毎年10名ほどの自殺者が出ているというデータはあります。

○14番（美島盛秀君）

そういう自殺者が出た場合に、生活苦で自殺するとか、あるいは、葬儀代とか、いろいろ経費がかかるわけですが、そういう経費等の予算は、こういう予算にはないわけですか。どうですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

生活に困窮する方は、自殺対策の事業ではなく、また別の事業があるのですが、自殺対策における葬祭等への扶助等はありません。あとは、別組織になるのですが、くらし・仕事サポー

トセンターというところ等が生活困窮者への対応等やっておりますので、そこら辺との連携を取りまして、今対応しているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

今年はコロナウイルス感染で、そういう事業等もなかなかできなかったということもありますけれども、ぜひ、尊い命でありますので、そういう自殺者等が出ないように、また、町の法律相談の年2回ぐらいあるみたいですので、そういうところを通して、ぜひ、そういった方々を相談に乗せるような、生活給付金、給付者ですか、の家庭が出せるということですけども、その前に、自殺が確認できる前に、自殺者を出さないようなそういう対策の取っていただきたいと、努力していただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

次に、14ページ。電算システム費の30万が出ておりますけれども、東伊仙にあるコンビニストアの出納代行業務と委託料ということになると思いますけども、この出納業務、年間どれぐらい納入されていますか。お尋ねいたします。人数も分かっておれば。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

ただいまの質問に回答します。

コンビニのほうで、収納が幾ら行われているかということだったのですが、まず、コンビニのほうで使えるのが、東伊仙のコンビニだけではなく、全国契約のあるコンビニ全部受けるので、全国の方で使えるのですが、そこに発送している納付書を使って入れていただいた分が、令和2年度分で住民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国保税。人数じゃなく、これ納付書の枚数で出ているのですが、3,817枚。入った収納金額が3,170万8,661円です。すみません。この数字が、令和2年4月1日から12月現在までの分です。

○14番（美島盛秀君）

税金については、催促状が出たり、あるいは、集金担当が回ったりやっておりますけれども、本人が直接こういう電算システムを使って振り込むときは、土日祝祭日、時間外でもできるわけですか。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

すみません。うちの税等だけでなく、こちらのほうで、同じシステムで出している納付書を使っているやつが、コンビニであれば、コンビニでの営業時間内、1回での支払いが30万円を超えないものに関しては、土日時間外関係なく納めることができます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、この前も水道料金の件で、滞納の不納欠損をするということでありましたけれども、こういう不納欠損等が多く出ないように、ぜひ、各課でそれぞれの納税義務を、こういうのがあるよということを周知徹底して、納税率を上げる努力をしていただきたいと思います。

16ページ。国勢調査費の結果は出ているか、お尋ねをいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

11月20日で、県のほうへ提出する書類は出したのですが、まだ、国・県のほうから正式な、重複

等があった場合、徳之島町と伊仙町両方に調査票に名前が記載されていたりなど、そういうのを外した最終結果、2月に出る予定になっております。

○14番（美島盛秀君）

この結果の公表は、伊仙町自体ではできないわけですか。いつ頃、この結果が出るのか。（「2月」と呼ぶ者あり）4月、2月には、はっきり出るわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

19ページ。目4の予防費の委託料、検温業務委託料の121万円。これ、どこに、どのような検査をさせる委託料ですか。お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

当検温業務委託料の121万円ではありますが、空港において、サーモカメラを今設置して、水際対策としまして、空港から島内に帰島または来島される方々の検温を行っているところですが、これまで、コロナ禍で、その検温を天城町、徳之島町においては港、天城町と伊仙町においては空港、それぞれ検温作業を職員で行っていたわけですが、職員ですと各課週1回ぐらい回ってきて、担当の業務に支障を来すということ等ありましたので、これをどうにか委託できて、常に検温に行ける方を募ったところ、長寿・子宝社のほうに委託をいたしまして、11月から実施をしている委託料であります。その間、10月末までは職員で対応していたものが、11月から委託という形で検温作業をしていただいているということになります。

○14番（美島盛秀君）

職員がやっていたのを委託するということでもありますので、ぜひ、その結果等もきちんと報告できるように、そして、水際対策をしっかりとやるように指導していただきたいと思います。

22ページ。目17農業支援センター運営費の新規就農研修支援事業費補助金の243万、減額されておりますけれども、この理由について、説明をお願いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

こちら、新規就農の研修生ということで、農業支援センターのほうで募集をしておりましたけれども、今年度も応募がなく、3名分の9か月分、4月から12月までの分を減額をさせていただいております。

○14番（美島盛秀君）

これ、去年から質疑等で課題になっている事業でありますけれども、研修生がいないということは、これ、事業の目的が達成できてないと思いますけれども、どのような募集をかけているのか。また、募集をする方法、もっともったいい案などないか、そういう努力をしているのかどうか、疑わしくなると思うのですが、農業振興、農業立町を、謳っている伊仙町でありますから、よく天城町の農業センターの祭りだとか、あるいはいろんな活動をしている状況等が新聞で、マスコ

ミで発表されるのですが、うらやましくて仕方がない。なぜ、天城町できて、伊仙町できないのか、そこらあたりを勘案して検討して、ぜひ、この農業支援センターで農業振興につながるような事業を取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、どういう計画等を考えられますか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの美島議員の質問にお答えをいたします。

確かに、実績がないということで、こちらのほう、課内におきましても、どのようにしたら研修生が確保できるかということは、日々検討はいたしております。どういう方法で広報をしているかということでございますけれども、町のホームページへの掲載や、また、毎月の広報の中で募集をかけたりいたしておりますけれども、集まらないということでございますので、また、他の方法も探りながら努力をしてみたいと思います。

また、先般9月議会の際に議員の皆様が同じ敷地内にありますキノコにじいろクラブのほうに行かれたと思うのですが、今、そちらのほうと農福連携ということで、野菜作りなどしながら、また、研修生がいない中ですが、研修生に対する次年度のカリキュラムをつくりながらも、また、併せて農福連携のほうも進めてまいっているのが現状でございます。

○14番（美島盛秀君）

いろいろ計画をしていますけれども、今年の9月議会、農福連携ということで、ビニールハウス利用等を視察したわけでありましてけれども、今、非常に農福連携が全国でいろいろ事業等が進められております。そういう中で、障害のある子供たち。無理にできないような仕事もあるかもしれません。それを手助けしていく親あるいは周知の人たち。そういう人たちを巻き込んで農福連携を進めていく。そして、ハウスを利用する。先ほどの営農ハウスの件もありましたけれども、そういう努力が私は足りないのではないのかなと思っておりますので、私は、この農業支援については、努力次第では幾らでも可能性がある。そういう伊仙町であり、そういう徳之島であるというふうに思っておりますので、ぜひ、もっともっと真剣に取り組んで、この事業が目標を達成できるような事業にしていきたいと思っております。努力をしていきたいと思っております。

今、その研修したときに苗等を見たりしたのですが、その苗を植付いたり、9月からですから、もう、食べられる時期にもなっている。また花を植える時期にもなっていると思うのですが、その結果、どうなっていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

なかなか、うまくいかなかったりしている部分もあるのですが、また、苗でうまくいっているのは、今、Aコープの隣の圃場のほうで、今、植付けをして、マルチで植付けをしているような感じでございます。

○14番（美島盛秀君）

そうするとまだ、その結果は出てないという、ちょっと努力不足だね、やっぱり。もっともっと頑張らないといけないですよ。経済課だけでなく、他の課の皆さんも、見ているはずですから、

特に教育委員会なんか、覗けばすぐ見えますので、協力してあげて、宣伝するようなことをやってあげないと、やっぱり、オール伊仙という気持ちで頑張らないと、私は、伊仙のそういう農業あるいは他の事業等も進んでいかないと思いますので、ぜひ、オール伊仙という気持ちで取り組んで、農業生産額50億円の達成がいつまでもずっと、またそれ以上達成できるような政策を出していただきたいと、頑張っていたきたいとお願いをいたします。

23ページ。款7商工費の目2観光費、先ほど牧議員のほうからもありましたけれども、非常に伝統の闘牛ファンと言いましょか、島民、あるいは、関西関東あたりに在住する出身者の皆さん、この闘牛があるかないかということに、非常に関心を寄せていると思います。

そういう中で、やはり、伊仙町の施設でありますので、私は一般質問を通告してありましたけれども、残念ながら、こういう状況下、コロナ禍の中で真剣な議論ができなかったことを残念にも思っておりますけれども、そういう中で、予算審議の中でできますので、まず、徳之島の新型コロナウイルス警戒レベルという、こういう5段階が出ております。これは県も一緒だと思いますけれども、私、一般質問を通告して、どのような計画あるのかなということを見るための資料としてもらったのですけれども、これを家に持って帰ったら、こういうのが各家庭に配られたかねと。これ、各家庭に配られましたかね。町民の人たち、ちょっと知らないと思いますよ。どうですか。担当はどこがやった。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

徳之島新型コロナウイルス警戒レベルについては、徳之島3町において決めているものでございます。これが、奄美大島は奄美大島、徳之島は徳之島、その島々によって、こういう警戒レベルを設定しているところであります。

今、ご指摘のありました県のレベルと同様ということではなくて、徳之島自体の警戒レベルの宣言ということで、このようなレベルを1から5まで設けて対応しているところであります。それで、この警戒レベルについては、広報誌に折り込んで、全戸に配布したと思っています。また、調べてお伝えしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

せっかく、こういういい計画が出ている。今、徳之島には2つほどの広告チラシを出す事業所があります。これを作るのであれば、その事業者をお願いをして、全戸に配布するとか。3町同じですから。あるいは、区長会あたりでお願いするとか、やっぱり、こういうこともできないような伊仙町ですからね、いいことはやっているような、マイクでは放送はしている。聞く人は聞いてもいますけれども、このレベル1から5という内容は知る人は少ない。やはり、危機感がないと私は思いますよ。

そこで、お尋ねをしますけれども、今、徳之島は警戒レベル5ですよ。5ですけども、公共施設等の対応想定というところに、原則休館、使用禁止の措置をすると、また、町主催行事などの休止

の措置ということで、いましばらくは施設を中止いたしております。町の行事等、中止を、措置をしております。

それで、1月1日から4日間、闘牛大会があるという話をもう既に聞いておりますけれども、実際に闘牛大会が行われるのかどうか。そして、また、この施設は伊仙町の公共施設でありますので、町長は許可を、許認可をする責任者でありますので、許可を出してあるのかどうか。

それから、今、コロナが終息のめどが立ってない。そういう中で、非常に今島民の皆さんあるいは町民の皆さんは心配をいたしております。もちろん、東京、大阪、名古屋、北海道は、Go To トラベルも中止。向こうから出入りも自粛なさい。東京、大阪はもう出てはいけないということでもあります。そういう中で、闘牛大会をすると、やはり、関西や関東からは、ふるさとに帰ってくるお客さんは、私は相当いると思っております。

実は、最近、大阪から来た友達に聞いたのですが、こんなコロナぐらい石を投げても当たらんよと、大阪の人間、あれだけいるのにしれたものだというような、酒飲みながら笑い話して、僕は憤慨したんですけども、それぐらい人口の多いところは少ないと、あまり気にしてないという人がいるみたいなんです。そういう人たちが、この徳之島に入ってきて、そういう人たちはPCR検査も受けてないかもしれない。濃厚感染者かもしれない。そういう人たちが島に東京や大阪から入ってきたら、必ず、私は、感染発生すると思う。2、3千人の入る施設でありますので、それが1日から4日間も入ってくる。そうすれば、何千人になってくる。その中に何百人かの該当者が入ってくる可能性もある。それをどういうふうにして、さっきも言いました、ありました、水際対策、あるいは、感染拡大の防止、どういうふうな計画をしているのか。この3点、4点についてお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

私のほうから、このコロナ感染症警戒レベルについてご説明いたします。

3町の新型コロナウイルス感染症対策の連絡会議というのは、3町の町長、総務課長、健康増進課長を交えて、週1回、多いときでは週2回というふうに行っているところでありますが、今、今回の新型コロナウイルスのクラスター関連ということで、島内において、62名の方が陽性の反応が出たということなんです。それが、最終確認されたのが、徳之島町で12月12日に感染者が発症したわけですが、13日から、これまで、今日まで、昨日まで、4日間感染者が出てないわけなんです。この3町の連絡会議において、このレベルの考えた方をどうしようかということの協議に入りました。3町統一した考えとして、1週間、20日、12日が最終の確認でしたので、20日まで感染者が徳之島で出なければ、21日の日に警戒レベルをワンランク下げて、レベル4にする。それから2週間、27日までに出なければ、28日にレベルを3に下げてはどうかということで、協議をした上、3町の合意で、そういう形になっております。20日、レベルをワンランク下げて、レベル4になって、例えば、21、23、感染者が1人、2人出た場合は、そのままレベル4で続くという形を取っていかうかということで、協議をして、今言った流れのようなレベルの考え方というふうになってお

ります。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

なくさみ館使用についての経緯を申し上げます。

10月15日に施設管理者側として、なくさみ館の借用条件、コロナ感染防止策として、16項目を設定し、闘牛連合会を通して各町闘牛協会主催者側へ周知しております。また、利用許可申請書を提出時に申請者へ借用条件を通知しております。

12月2日に島内でコロナ感染者が発生。警戒レベル4に伴い、関係者を招集し、闘牛大会開催について会合をいたしております。

12月7日に島内でクラスターが発生し、警戒レベル5に伴い、12月9日に関係者へ通知文を発送しております。

12月14日、関係者、連合会、協会、主催者側を招集し、正月大会開催についての会合をいたしております。また、昨日、闘牛連合会会長、闘牛協会長、連合会事務局を招集し、コロナ感染防止策について会合をいたしております。

10月15日に、施設管理者側として、なくさみ館の借用条件としまして、島外からの来島、来場自粛の要請。2番目に来場者について、1,500人の人数制限をする。3番目に、来場者について、年齢制限を設ける。これは5歳以下、高齢者、持病のある方の入場を禁ずることになります。4番目に、3密を避け、感染防止策を行う。5番目に、スマホ利用者へ、厚労省の接触者確認アプリCOCOA活用の啓発。6番目に、入場口での検温作業・消毒の徹底（サーモグラフィ及び体温計での検温）を行う。7番目に、来場者のマスク着用の義務化。8番目に、会場では、ソーシャルディスタンスを行う。9番目に、アルコール消毒の設置（発券所・トイレ・各非常口）。10番目に、（勢力）の人数制限、会場内での応援大声の制限。11番目に、応援団の人数制限。会場内での応援の制限。12番目に、前祝い・大会終了後の慰労会の自粛。13番目に、牛舎・待機小屋での人数制限。14番目に、勝利牛の手舞の時間制限。15番目に、チケット売場での入場者名簿の作成。これにつきましては、氏名、年齢、性別、住所、連絡先を記入していただく。16番目に、検温作業及び興行に関して、行政は一切携わらない。興行でのコロナ感染、事故等に関しては、行政は一切責任を負いませんということを会合の中で伝えまして、連合会主催者側は、それを守って興行するという事になっております。

以上です。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時26分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長のほうより、先ほどの補足の説明がありますので。

○総務課長（久保 等君）

すみません。先ほど、議案第63号について、また、補足説明をいたしますので、申し訳ないです。

共済組合のあれですが、南三島、大島、それぞれ各市町村において、それぞれ1つずつの団体として、事務組合を設けていたわけですが、それが、鹿児島県統一された一団体になるということで、今回、南大島農業共済組合としては脱退なのですが、鹿児島県一つの団体となって登録するというのでありますので、その名称が変わるということですので、よろしくお願ひします。

それと、先ほど美島議員の質問の中から、コロナの警戒レベルについて全戸配布したのかという点であります。9月の区長会において、これを説明して、全戸配布をしてございますので、よろしくお願ひします。

○14番（美島盛秀君）

今、きゅらまち観光課の課長のほうから、16項目の借用条件というのが届きましたけれども、さらに感染拡大が広がらなければ、レベル4に下げる、3に下げていくと、1週間後、2週間後ということですが、この、なくさみ館の借用条件16項目ありますけれども、さらに、これを違反しても、行政としては責任を持たないということですが、これ施設を貸して、町内の公共施設を貸して、興行をさせて、何か事故でも起きたら責任を取らないということは分かります。しかし、今は、普段の闘牛だったら分かりますよ。今は、このコロナということが大事な、世界を激震させているようなコロナ禍の時代でありますので、この件に関して、私は、ぜひ、闘牛協会と親密な打ち合わせをして、中止という判断をして、もうどんなことがあっても、施設を貸さないというふうに町長の決断をしていただきたいと思うわけなんですけれども、さっき、課長が言った行政としては責任を持たないということでもありますけども、徳之島町、天城町あるいは伊仙町は、伊仙町の施設ですから、もちろん責任は、私はあると思います。この項目からすれば、ところが、天城町、徳之島町はもう伊仙でやるわけですから、天城町の町長は、行政はもう関係はしないわけです。ここに私は矛盾も、3町の話合いがしっかりできていないのではないかなと思っていますので、もし、そういう団体でコロナが起きて、そのときも、町長は責任逃れをするのか、責任を取らないのか、のが1点。

それから、150万、そして前回の100万、250万補助金を出すわけなんですけれども、先ほどの説明では1頭に1万ということで、250頭に1万ずつということですが、この100万あるいは150万出す要綱等がありますか。その要綱、条件、出す条件、闘牛協会からの要望事項、あるいは、また、町行政がこういうのに使いなさいよという約束、決まり、そういう取り交わしはちゃんとできているのか、この2点、お願ひします。

○町長（大久保明君）

今回、闘牛大会については、いろいろ報道からも、また、いろんな電話とか、いろんな連絡があります。そういった中で、コロナが発生した、実際にはちょうど1年前ですけれども、日本で2月に発症して、それから1月末ですね。最初の去年の2月29日と3月1日の闘牛大会は、これは開催しました。しかし、お客さんはあまり入らなかったということで、それから3月15日に卒業記念という闘牛大会がありまして、それはもう、その準備はできているということであったのですが、計量が終わった後に、これは、もうこういう状況ですから、闘牛大会をなくさみ館ですることは中止していただきたいということで、彼らは泣く泣く中止をしていただきました。その後、全国的にコロナが拡大してきまして、5月の全島大会などは中止になり、それから、トライアスロン大会とか、糖業組合の大会も、8月も全部中止になりました。

それから、10月の大会は、これはコロナもあり、4大タイトルという、銘打ってやることになった中で、これは計量の前日に徳之島の医療と福祉を考える会というのがありまして、その中に、闘牛連合会長、事務局長が来て、3町は10月の闘牛大会は中止していただきたいという話をしました。そういった中で、私が感じたことは、3月の成人闘牛のときに、若い、卒業記念ですね、2人が涙を流して悔しがったと。何とか興行させていただきたいという話がありました。それから10月にも医療と福祉を考える会に連合長、連合長というか、徳之島闘牛連合会長が、もう本当に声を震わせながら何とかしてほしいというところで、そのときも、本当に泣いてらっしゃいました。そのぐらいの気持ちで闘牛の準備、そして、絶対に感染を起こさないという強い気持ちでやっていました。今回も、計4、5回は協議をしております。これは、コロナが徳之島で発生する前に2回、発生してから3回、いろいろな協議をして、この16項目ありますけれども、2回目に、これを、1,500人を外していただきたいという強い要望がありましたけれども、その中で、いろいろ大相撲も無観客から始まったし、プロ野球も少ない観客から、最後は屋外の野球場だったら2万人までやるとか、そういうようなところまで行って、そのときに、感染者も、選手も、オーナーの方々も物すごい感染対策をやった結果、ほとんど感染もなく、興行ができたという実績等を彼らは学んでおりました。そして、今回のことでも我々が想像する以上に徹底した感染対策をやっていることを、具体的に話をしていただきましたので、私は、全国各地の闘牛サミットに参加している地区の方々の情報を見ましたら、山古志とか、それから宇和島、長岡市、ほとんどが毎月闘牛を開催しております。沖縄も11月に3回、今年正月も3回の開催を計画しております。そういった中で、思うことは、闘牛というのは、非常に純粋な面があって、何が何でも闘牛を守っていくという面があるわけです。この前の話では、ちょっと話が長くなりますけれども、連合会長が言ったのは、闘牛をやったことで、若者みんな、コロナに打ちかつと、もう打ちかつという表現おかしいですけど、それぐらい感染対策をやって成功させるということを何回も話をしておりました。そういった中で、この警戒レベルのことを話したときに、これは、警戒レベル5では絶対できませんよという話をしました。それから、そのときも、それでも自分たちは少なくとも、人入れなくてもやるというふうな気持ちはありまし

たけど、それは現実的に難しいと思います。ですから、今後は島民がこの闘牛文化をしっかりと開催して成功させることが、島の人たちがみんなコロナを島に二度とクラスターになるようなことはないというふうな形に、そういう気持ちがどんどんどんどん大きくなっていくことが重要だと思っておりますので、そういうことも考えながら、今回は警戒レベル3以下では絶対やるということで、彼らは申し上げております。

それから、3町長においては、協議会2回参加しまして、昨日、おとといの会議は、伊仙町において、連合会長、闘牛連合会長も来てお話をしたときは、両町長は、今回の闘牛大会に関しましては、一体となってやる中で、伊仙町で開催するのであれば、それで問題ないというふうな返答でありました。そういう状況の中で、何かと心配や、それから先ほど議員も話したように、この暴徒というか、コロナに感染した人、感染した人が来るわけじゃありませんけれども、これは保健所長とも話した、コロナですね、日本の、この前、徳之島保健所では、クラスターをどのようにして封じ込めるかというふうな結果を我々に示していただきました。ですから、これはコロナ全体の話ですけども、マスクをして、よほど大きな声を出さない限り感染することはないと。マスクを外しても、1メートル以上離れていれば、感染すること、ほぼ、まずないということでもありますから、彼らは、1メートル置きに座る場所を、座ってはいけない場所をずっと場内にやっていくと。それから、入り口も検温がずっと、もう朝早くから来ていただいて、名前も住所も書いてもらって、消毒をしてやっていくというふうに、整然とした形での入場のときの対応も取っていくことをしっかりと守っていくとは考えておりますので、そういう状況を見ながら、私は、この闘牛が、話長くなりますけど、私が町長になる前は、闘牛は、結構、非行の温床だとか言っていましたけど、しかし、絶対に文化であるということ、このすばらしい文化をどれほど皆で磨き上げていくことが大事であるかということなども訴えてきた中で、今回、このことは前向きに考えて取り組んでいけたらなと考えております。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

この負担金、支援金について、闘牛協会のほうに事業計画書を提出するように求めています、いまだ提出されていない状況であります。

あと、交付要綱についても、まだ作成されていませんので、今後しっかりと早めに交付要綱を作成して、交付していきたいと考えております。

○議長（福留達也君）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程のとおり議事進行を行うため、あらかじめ延長いたします。

美島議員にちょっとお願いですけれども、もう5回超えているのですけれども、非常に大事だということで、回数が増しておりますけど、これ最後の1回で質疑を終えてください。

○14番（美島盛秀君）

250万の事業計画書も出てないということですけども、そういう計画書も出ないようなところに

250万もお金を補助する。まだ、こういう250万も補助金が頂ける大事な町民の税金が頂けるというのに、これを計画書も出せないような闘牛協会に闘牛の許可を出す。それ信用できますか、この16項目の項目が。町長はなるべく、文化、文化とよく言いますが、私も町長の言っていること理解できます。しかし、今までとは今回の状況が違ふと私は思っているのです。私も見に行きたいですよ。4日とも。いい闘牛を。我慢して、ビデオでも買ってみようかなとは思っているのですが、私は、この1,500人の人数制限など、私は守らないだろうと、もう太鼓を打ち出してやり出したら、もう、こういうことなど忘れて、どんどんどんどんやると、進んでいくと、私はそう思って、こういうことなど守る、守れないと私は信じております。そこに許可を出した。その責任は取らないと。町長は取らないと、さっき言った行政としては責任を持ってないと言ったわけですがけれども、また、許可も取り下げないという結論だと思いますけれども、それでよろしいのか、まず1点聞きます。

それと、教育長にお尋ねしますけれども、中学生までは無料です。入場料が。（発言する者あり）小学生か。中学生も無料じゃなかったかな。1,000円か。小学生は無料で、中学生は1,000円かな。ということで、私は恐らく小学生は、中学生は相当行くと思います。そこで、小学校、中学校では、指導して、絶対行くなど、禁止というふうな判断はできないのか、どうか、教育長にお尋ねいたします。その判断のことについてお尋ねをいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問に答えます。

禁止ということは、子供たちへは文化財に指定されているということ鑑みてできません。しかし、保護者も、学校として、自粛は訴えていきたいと思っております。（発言する者あり）（「町長まだ聞いてない。町長の答弁。責任は持たないと、あるいは、取り下げはできないと、どう考えているのか」と呼ぶ者あり）

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように、レベル5ではできないということは協会の方々にはっきり申し上げております。（「回数が多いからいいでしょう。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○4番（佐田 元君）

予算書の25ページ、お願いします。

款8土木費、項4住宅費、目1の住宅管理費解体撤去委託料が400万計上されていますが、これはどこを解体するのか、説明をお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの佐田議員の質問にお答えします。

これは、阿三カシナトウの2棟4戸の解体費用であります。

○4番（佐田 元君）

同項の目に公営住宅建設事業費、これが555万7,000円ですか、落とされていますが、これは、昨年度の西犬地区と崎原地区の住宅関連でよろしいでしょうか。そして、これは、どこを用地購入も落とされているし、設計委託料等も落とされていますが、これはどこを落とされたのですか。

○建設課長（福島隆也君）

これにつきましては、設計積算の段階で変更が生じたため、減額になっております。その後、あとの家屋調査士委託料、用地購入費は、崎原地区の町有地に建てる予定になりましたので、それで、この委託料が要らなくなった、購入費が要らなくなったということです。

○4番（佐田 元君）

これは白紙に戻したということではないということよろしいですか。はい、分かりました。終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○2番（牧本和英君）

予算書の9ページ、9ページ、10ページですが、国庫支出金、新型コロナウイルス感染緊急包括交付金ですか、組替えというのは分かったのですが、この400万円の使い道というのはどういったものに使われるのか、お願いします。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

お答えいたします。

これは第3回定例会において計上したものでございまして、保育園のコロナ対策費としまして、消毒やアルコールの購入及び空気清浄機等の備品購入に充てたものでございます。その補助金という形でございます。

○2番（牧本和英君）

分かりました。そして、また、ちょっと先ほどの闘牛関係になりますが、予算外と言われたらあれなのですが、コロナ感染防止ということで、ちょっと1点、1、2点、ちょっとお聞きします。

この、なくさみ館使用に当たっての条件の2で、町長が1,500外してくれという興行側からの要望があったということですが、これは外したのですか。

○町長（大久保明君）

1,500という数字が非常に気になったみたいで、ですから、ソーシャルディスタンスも取って、ちゃんと隔離していけば、これは子供を含めて、小中学生を含めて1,500人ということですから、あそこ1メートル間隔でやった場合、1,500人が限界じゃないかと思っております。それで、私、そのとき言ったのが、あまり数字にこだわるのではなくて、そしたら無観客でもやるぐらいの気持ちでやってほしいと。そしたら1,500というのは、あまり言うものだから、じゃあ、1,500という数字はもう要らないというふうに言った。それが誤解を与えて、私が1,500人以上でもいいと言ったというふ

うには思ったと思うのですけども、これは、相撲とか、あのようは無観客でやるぐらいの気持ちでやってくれという話をしたわけですから、これは、それ以上増やしていいということでは全然ありませんので、それは何かちょっと誤解しているような感じがします。

○2番（牧本和英君）

分かりました。自分も闘牛牛を持ちながら、本当に闘牛行きたい気持ちも山々です。そして、また、正月場所は、また興行者側がいい取組をいっぱい組んである。そういう中で、やっぱり、水際対策なども徹底しながらしていくのが大事だと思います。そして、この16番目に検温とか、行政は一切関わらない。括弧で、興行でのコロナ感染、事故等に関しては、行政は一切責任を負いませんとしてありますが、事故等は負わなくてもいいと思うけれど、ここコロナ感染というのは、いつ、どこで、誰が持ってくるかも分からない状態なのに、ここで記載することなのですか。本当にそれが闘牛で感染した場合なのか。本当にどこから入ってくるか分からない状態なのに、こういう文言を入れるというのは、興行側にとっては、ちょっと意味が分からないような状態になっているのではないかなと思います。このことについては、どうですか。

○総務課長（久保 等君）

町が、コロナになった場合のことを言っているということではありますが、それぐらいの感染防止を徹底するというを守らなければ、この闘牛の開催はできないという認識を持っていただきたいということで、それも記載してございます。先ほどあったように、1番、今回の徳之島でのクラスターにおいても、外で立ち話、そういうことをして、濃厚接触という形になって検査を受けた人もいるのですが、そういう方は全て陰性でありました。1番怖いのは、その前祝いとか、そのときにマスクを外して、食事会、飲み会をする。また、勝ち祝いをするとか、その辺が1番怖いわけです。ですから、この間も、それは徹底してしない。また、闘牛連合また主催者側から、3町の防災無線を使って、今回そういうことは一切行わないので、ご承知おきくださいという放送も流してくださいということも申入れしてありますので、その文言云々じゃなくて、その闘牛に関して、コロナを島で感染させないということを徹底していただきたいというのが1番の趣旨でございます。

○2番（牧本和英君）

分かりました。沖縄でも開催されたのは、私も知っております。沖縄の場合は、また、興行自体が、人数、開催されたその日の人数の割で経費等が支払われるということを聞いております。ですから、頭から1,500人の前売りチケットだけの販売、そして、その裏に住所、氏名、電話番号を記載するような形は取られてあったと思います。この1,500人では、興行側としては、正月大会の1,500人すれば、3,000円すれば、450万、それで赤字になるだろうという意見等などもあると思いますが、なるべく1,500人を守ってもらえるような、そして、また、こういうコロナ禍の時代ですので、1,500人する代わり、闘牛協会に、今回限りは4,000円でしたらどうかという提案などをすれば、この1,500人というのも守っていただけるのではないかなと思います。

そして、その前祝い等なども、自分も牛を持っていながら、結構、前祝い、後祝いするのが好き

なほうでやっていたのですが、本当にもう危険性があるというのは重々分かっておりますので、ぜひ、防災無線等などで、全島にそういう放送をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○町長（大久保明君）

経費の問題が今ありました。私は、前祝いとか、そういうものを中止したら、あらゆるものの経費削減をしたら、経費はもう払ったそうですけども、それはまた今後しっかり話し合いして行って、興行をしてかなり赤字が出るようなことがないようにしていただきたいという話は、会長に3日前ですか、しましたので。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清平二君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質問いたします。

ページ、9ページ、先ほども質問していましたが、畜産農家、款12の項2目5農林水産業負担金877万1,000円ですけども、これとページ21ページ、ページ21ページの款6項1目9畜産振興費の中に、4,109万4,000円の中に877万1,000円とありますけども、この事業明細書というんだか、財源内訳を教えてくださいたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

こちらのほう、補正のほうでも計上させていただいておりますけれども、9月議会の際には役場の負担分のみ計上させていただきましたので、今回改めて、それにプラスして、農家負担分、2分の1は農家負担ということでございますので、このような歳入と歳出が同じような金額になるということでございます。

あと、残りの2分の1に関しましては、町でございます。

○5番（清平二君）

4,986万5,000円ですか、この内訳を教えてくださいたいということです。

○議長（福留達也君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 5時02分

再開 午後 5時23分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保等君）

農林水産業費の中の畜産振興費であります。当初予算で2,982万4,000円計上し、2号補正で124

万5,000円増額、3号補正1,002万5,000円ですが、この中、これは地方創生新型コロナウイルス臨時交付金の2次補正で申請した予算になりますので、この1,002万5,000円の中に877万1,000円の国負担分2分の1が組み込まれていまして、この4号補正で個人負担分の877万1,000円が計上されたという経緯であります。この3号補正のときに、個人負担分も計上したほうが分かりやすいという指摘がありますが、それは本当にそのとおりで、そうすれば、この倍の事業ができるというふうに分かりやすいので、今後、気をつけてそのような対応を取ってまいりたいと思います。

国が2分の1ですので、コロナ臨時交付金、これが。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時27分

再開 午後 6時23分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

予算書の件で質問がありました件についてお答えします。

当初予算において、優良素牛1,001万円、それから畜産資材導入575万3,000円を計上してありましたが、これが全て単費、単独での事業計上でありました。そのコロナウイルス対策臨時交付金2次補正において、この畜産資材導入事業費のコロナ対策の事業費に適応するもの、適応しないものということで、さらに事業費の計算をし直しまして、649万9,000円の事業を計上したところであります。その財源が単費から649万9,000円、これは国の2分の1の負担分だけを計上しましたので、その差額が3号補正の中で263万5,000円という表記になった次第であります。この事業費全てを三角で落として、新たに計上して、この金額649万9,000円が予算書に載れば分かりやすかったと思うのですが、その差額分が計上されていたということで、皆様にはご迷惑をおかけしているところではありますが、その649万9,000円、3号補正で上げたものは国の2分の1の金額でありまして、今回、計上しました個人負担分の歳入と合わせて、3月の国の2分の1、今回、個人負担分の2分の1を合わせた1,299万8,000円の事業を行うということでもありますので、そこをご理解いただきたいと思います。9月と12月に分けて、国の2分の1と、今回、個人の負担分の2分の1を計上したということでもありますので、その辺はまた分かりやすい予算書にしていく努力は必要だと思っておりますので、今回、このような計上になっていますが、ご了承いただきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

要するに、国が649万9,000円、個人負担が649万9,000円。やはり畜産農家を育てるのであれば、町もこれに少し財源を入れて、畜産農家を育ててほしいと思うのです。町の金が全然入っていないで649万9,000円、全部個人負担にして、これと国の補助金で1,299万8,000円にしてあるということです。農家を助ける、若い者を育てるといふ、私はそういう姿勢を示してほしいと思うのです。

けれども、町長どうでしょうか。私の言っていることは間違っているのかどうか。町長はどうお思いでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今、清議員からの指摘ではありますが、国が2分の1、個人負担が2分の1で事業をするよりも、国が2分の1であるならば、町で個人負担4分の1を出せば同じ事業ができるので、それぐらいの町単も使って畜産農家を手厚く補助するほうがいいのではないかというご指摘と思いますが、今回、このようなコロナ禍の中で対応していく、いろんな事業、この事業と、それから飲食店の補助、いろんな事業が重なり合っていますが、今後、またこの指摘があったことも、ごもっともと考えておりますので、また畜産補助に対してどのような補助を入れて助けていくかということ、また考えてまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

そういうことで、ぜひ町の持ち出しも一般財源で持ち出しをして、畜産農家を育てて、若い人を育てて、伊仙町で畜産をしていてよかったと言えるようにしてほしいと思いますので、私はそのことを要望しておきます。

款17の寄附金、項1目1寄附金、きばらでえ伊仙支援基金と2,000万円があります。これと15ページ、この基金を24、積立基金2,000万円組んでありますけれども、今、このコロナ禍の時代、子供たちを守るため、保育所、私立保育所、幼稚園、小中学校、このきばらでえ伊仙応援基金、ぜひ積立てしなければならないのでしょうか。お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

この積立金については、寄附を募ってした際には、基金に積立てを行い、また、他の事業に利用する場合は基金を取り崩して使用するということですので、まずは基金に積立てを行い、そこから子供たちの育成に必要な資金でありますとか、そういうのについては、基金をまた取り崩して実施をしていくという方向であります。

○5番（清 平二君）

やはり今、この伊仙町でもコロナ基金、コロナ禍の中ですので、各市町村で水道の蛇口がありますけれども、今、伊仙町の蛇口は全部手で回している蛇口だと思います。これをレバー自在水栓ということに変えて、子供たちのコロナ防止のためにもなりますので、やはりそういう予算に使って、私たち伊仙町の子供たちのために、こういうのを使って。これは緊急にでもいいです。早め早めしないと、水道で手を洗って、また蛇口を触る。そうしたら感染する可能性がある。だからレバー自在水栓というのは、最初はレバーでひねってやったら、あとで手の甲とかでできる水栓ですので、ぜひこれに取り替えて、組替えをして、これは専決でもいいと思います。してもらえるのかどうか。子供たちの命を守っていただきたいと思いますが、そういうことができるでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほども申しましたとおり、この積立金については、こういう形でしないといけないわけですが、

学校の蛇口、どれくらい予算がかかるのかという見積りも行わないと、ここですぐ返事ができるようなことではないわけですので、また3次、そういうのも併せて、ふるさと納税、それと臨時交付金を合わせた形でできるかどうか、また教育委員会とも相談をしながら、進めてまいりたいと思います。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの清議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

各学校におきましては、感染症対策、手洗いや消毒は徹底した指導を行っているところでありますが、今、おっしゃったように、蛇口の交換に関しましては、相当な数になるかと思えますけれども、学校への聞き取り調査、そして個数の調査、そういったものを進めながら、今、総務課長がおっしゃったように、3月議会でも3次補正等、清議員がおっしゃいましたレバー式、半回転式ともいうんですか、こういった型に交換、取り急ぎ課内に戻りまして、協議の上、進めてまいりたいと思っております。

○5番（清 平二君）

やはり幼稚園、小学校、中学校じゃなくて、それももちろんいいですけども、その下に私立保育所がありますので、こういうところにも助成して、幼児の命を守る政策として、ひとつ必要だと思えますので、どうでしょうか。

○子育て支援課長（稲泉喜博君）

ただいまの質問にお答えします。

保育園に関しましても、各議員の要望等を確認しつつ、随時、進めていけるような事業等で行っていただければと思います。

○5番（清 平二君）

私はレバー自在水栓というのをネットで調べてみたんですけども、単価は1本9,000円。ネット販売ですと5,000円。これを工事代にすると1か所9,000円ぐらいでできるんじゃないかなという思いもしますので、ぜひこれは緊急に取り替えていただきたいと思えますので、よろしく願います。

次に、その下にあるサテライトオフィス進出事業補助金とありますけれども、これはどこの補助金で、どのように使うのか説明していただきたいと思えます。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

28年度から伊仙町へ進出している企業がありまして、そちらの12か月分、一月5万円の補助金があります。これは、いつも年度末の3月に支払いをするものですから、途中で企業が進出したのだけ帰る可能性もあるということで、12月に補正として計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

年間分、月5万円の12か月の補助ということですけども、これが町に対してどのくらいの効果

があるのか。もし、その効果が現れているのが分かれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

この企業におきましては、町内の方を雇用して、今、実施を行っています。また、この先、元伊仙の方をデザインとして徳之島の事務所に在中させようという計画等もあるようでございますが、雇用の面、それから、ほっとくという機関誌を発行しているんですが、これが先月、全国、数字は忘れたんですが、500余りの機関誌の中でベスト10に入ったということでもありますし、このほっとくのが、伊仙の存在感、また取組、徳之島の観光とか、その辺を全国的にアピールしているという観点から、雇用、そういった観光面、それには貢献していると考えております。

○5番（清 平二君）

次にまいりたいと思います。

21ページ、これは去年の12月補正でも出てきました。1,853万2,000円。この1,853万2,000円、去年の12月、令和元年度の12月議会で議決され、執行されないで、この前の決算書でも指摘されたと思うんですけども、1年間ずっとこういう具合にして置いてあるんですけども、これは私が一般質問をしたときも精査がされていないから出ないとかいうのがありましたけれども、これは精査した金額でしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

清議員のご質問にお答えいたします。

こちらの金額に関しましては、決算書を基に積上げをした数字を計上させていただいております。

○5番（清 平二君）

決算書を信じてやっているということですけども、やはりこれは去年の予算の中でもいろいろと議論をしてまいりました。これは私は法的根拠を去年も質問したんですけども、これがあるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

この件につきましては、昨年度の12月の議会におきまして、当時の総務課長のほうが、損失補填という損失のほうで、保に証という保証と補いを償うという補償がございます。字的には、補償という字は、今やっている損失補填は補うということで、これは債務保証の契約ではなくて、財政支援であるという考えから、このような予算計上をいたしましたということでございます。

○5番（清 平二君）

財政支援ということですけども、去年も私が質問をして、その繰り返しになりますけれども、町が責任を持って支払いをすると答弁したと思います。これを支払いするときには、町が責任を持って、それぞれ支払いをしますか。

○経済課長（仲島正敏君）

今、出している決算書を基に、その裏づけとなるものを一つ一つ確認の上に支払いをしてまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

確認の下にということですが、やはり町から出す非常に貴重な財源であります。そう簡単に一民間企業に補てんをすれば、去年から1年間、ずっとこれを議論してきたんですけれども、精査されているという具合には私には見えません。これをしっかりと精査して、説明できるようにして支出をするのか。そこのところを見定めていただきたいと思いますので、それはできるかどうか、最終確認をしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ご指摘のとおり、しっかりと説明ができるような形で、できるものに対しまして支出をしてまいりたいと思います。

○議長（福留達也君）

清議員にお願いですけれども、もう5回目なので、これできちんと締めてください。

○5番（清 平二君）

ということで、これは百菜に丸投げをしないで、町で責任を持って支払いをするということで理解しますので、その辺のところはちゃんと責任を持って支払いをして、説明ができるように。あと、また住民監査請求などが出ないように私は祈っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑はありませんか。

○6番（岡林剛也君）

令和2年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

9ページ、先ほども質疑がありました使用料及び手数料、百菜施設使用料360万円となっていて、先ほどの答弁では、もう完全に払ってあるという答弁でしたが、これは全額きっちり360万円入っているのでしょうか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 6時46分

再開 午後 6時47分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど予算を計上しておるということを申し上げましたけれども、月30万円の、先月11月までの8か月分、240万円につきましては施設使用料をいただいております。

○6番（岡林剛也君）

じゃあ4月から11月分までは支払われているということですね。分かりました。

続きまして、12ページの過年度分IRU芯線使用料が入っていますけれども、これはもう納入済みだと。しかし、これは令和元年度です。令和2年度は今からです。これについてはどうなっていますでしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

元年度分については、11月24日に請求し、11月26日に全額納付という形になっております。令和2年度の分には、毎年3月の上旬に請求書を送りまして、5月中には納付されているのが過去の経緯であります。

○6番（岡林剛也君）

町が支払いをする保守委託料はどういうふうにして支払っているのでしょうか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 6時49分

再開 午後 6時50分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

2か月ごとの支払いで、1回210万174円を支払っておりまして、総額で1,260万1,044円を支払っております。

○6番（岡林剛也君）

払うのは2か月ごとに払って、もらうものは約1年後に一括してもらっているというような感じですが、これも、もらうのも2か月ごとに、その分を分割みたいにしてもらおうとか、そういうふうにすることはできないのでしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

こちらの業者さんの社長と、ちよくちよく伊仙のほうにも来られますので、電話なり等で、これから相談して、そういう形にできないか、お願い、また相談等をしていきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

ぜひそうしてほしいと思います。

それと、過年度分が入っていますけれども、これには延滞金やら利息やらはついているのでしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

延滞金とかそういうのはついておりません。

○6番（岡林剛也君）

町民がそういう延滞やら何やらしたら、督促料や延滞利息金までつけて集金するのに、なぜこの企業だけ元金だけで済ませたのか。最初の契約にそういうことはうたわれているのでしょうか。もしそれがうたわれているのに、それを排除して元金だけで済ませたとかいうことはないのでしょうか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 6時54分

再開 午後 6時55分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

令和元年の貸付料の支払いに関する覚書書には、遅延損害金を支払う義務は負わないということで明記されております。

○議長（福留達也君）

これできちんと締めてください。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。次の質問に行きます。その下の直売所百菜運営資金貸付金元金ですが、これは入っているのか、それとも予定なのか。お願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは歳出21ページの農林水産業費、農業費、農業総務費の中の節21の損失補填費の中に含まれております。

○6番（岡林剛也君）

ということは、自分で払って、自分でまたそれを取るといことですか。自分が払った中から、また返してもらい、回収する。それに何の意味があるのですか。私には分かりませんが。

この貸付金に関しては、百菜の設立当初からずっと議員の質問がありまして、もし、返済不能に陥った場合どうするのかという質問が何回も出ています。そのときの答弁では、組合員が責任を持って払いますというのを繰り返しています。ということは、この1,800万、この中に入っている貸付金、それは組合員が払うべきじゃないのですか、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

議員のおっしゃるように、組合員ということもあるのでしょうかけれども、現実的な問題として、

旧百菜の組合員に、これを払う能力があるかというのに関しましては、また検討をしてみないといけない部分なので、責任能力があるという点に関しましては、今ここでお答えできるようなことではないかと思えます。

○6番（岡林剛也君）

この貸付金の問題に関しては、誰も責任も取らないで、一方的に町民のためにあるであろうと思われる財源を使って出すというふうに関係しますが、そもそも、旧百菜の負債についてどうするかというのは、前々から議員、執行部の中でもいろいろ何回も協議して、負債をどうするか解決してから、その先へ進むべきという議論をしていたのに、町は条例を改正して、その後、また指定管理委託をして、こういう事態に陥っているわけですが、本来だったら組合員から回収しなければいけない。しかし、現実問題として、それはもう無理だから町が肩代わりする。そう簡単に、町民の税金を使って借金を肩代わりするみたいなことを町がやっているのか。町民が納得するのかというのは、はなはだ疑問ですけれども。この責任は誰にあると思えますか。

○経済課長（仲島正敏君）

責任ということになると、前の組合長、旧百菜時代の組合長が責任を取るべきではないかと思えます。

○6番（岡林剛也君）

私は歴代の担当した人、そして、その一番上にいる町長が何らかの処分を受けてもしかるべきじゃないかと思うのですが、町長、どうですか。

○町長（大久保明君）

これは今後、旧百菜の組合長、そして組合員の方々、まだかなり元気で頑張っている方がいらっしやいますので、そういう方々と、そしてまた町、議会の代表も含めて、しっかりと議論して、またいろんな専門の方々、弁護士も含めて、そういう協議会なり委員会なりをつくって、慌てることなく、いろんなところにこういう事例があると思えますので、このまま放置していくというのではなく、結論を出していくことが最善の方法ではないかと考えております。

○議長（福留達也君）

これで締めるように。

○6番（岡林剛也君）

後ろのページでまたありますので、先に進ませていただきます。

先ほど15ページ、サテライトオフィス進出企業補助金60万円ですけれども、これは確か期限があったと思えますけれども、何年間の期限で、あと何年間払わなければいけないのか、お伺いします。

○未来創生課長（名古屋二君）

3年間の期限だと思っております。

○6番（岡林剛也君）

28年から3年間ですか。

○未来創生課長（名古健二君）

30年度からです。間違えました、すみません。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

続いて21ページ、先ほどから話題になっている損失補填です。先ほどもありました法的根拠を示せと言って、1年前の総務課長の答弁を引用しておりましたが、私が調べた限り、この根拠を保証ではなく、補って償うということで、債務保証ではなく財政援助であると言っていましたけれども、その財政援助で出された事例もあるみたいですが、それも第3セクター、または公社、しかも契約にそれが載っているのについては、そういうことがあるらしいんです。旧百菜は、特に第3セクターでも公社でもなく、ましてや契約書にも町が肩代わりしなければいけないという条項も載っていない。それは全然法的根拠はないんじゃないですか。どうですか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 7時08分

再開 午後 7時18分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（大久保明君）

令和2年10月6日に伊仙町の顧問弁護士と相談した内容を要点だけ述べてみます。

これは乙ですけれども、これには原田氏と書いてあります。乙への損害賠償請求に関して、支払い能力が見込まれるのであればいいが、見込みがないのであれば、公費での高額な裁判費用等を考慮するとよいとは言いがたいということです。町として、根拠がある徳之島ビジョンの立替え分については補填しても問題ないと考えというのが町の顧問弁護士の意見でございます。

○6番（岡林剛也君）

根拠があると言っていましたけれども、その根拠は何を根拠に言っているのか分かりませんが、決算書を基にそう言っているのであれば、私が入手した資料では、決算書に基づいた損害賠償請求ですけれども、その決算書自体が信憑性に乏しいという税理士事務所の方の資料でしたけれども。だから、信憑性に乏しい決算書であるということです。

それで、私、平成29年でしたか、そのときにも質問しましたが、そのときに言ったのが、貸付金、そういう債権は放棄してから始めるべきではないかと。先ほど町長も急がず、ゆっくりやっていきたい、解決していきたいと言っていたので、今回出ていますけれども、これはもうとりあえず払わないで、またちゃんと解決した暁に支払うようにしたらどうかと思いますが、どうですか。

○総務課長（久保 等君）

いろいろな意見があるわけでありますが、指定管理を受ける際には、この組合員への支払い、それから売掛金、それと、そこの従業員の給料もろもろ、そういったものがあって、これを支払う、立て替える義務はないのですが、そうしないと地域経済にも影響させる、それから雇用している人たちの生活もかかっているということで立替えをしているわけでありまして。町の貸付金、それから電気使用料、それについては、先ほど言っていました、ここに計上して、また町が取るといふ形をするのかという指摘もございますが、立替えをしている部分は、その分を差し引いた形で支払いしていくのが、また今後の百菜運営に対しても賢明ではないかという判断で計上をさせていただきます。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

次は、25ページ、土木費の解体撤去委託料400万ですけれども、これは前も400万組んで、確か、総原住宅と阿三の住宅、2か所をやるようなことを答弁したと思うのですが、今回、また阿三で壊すところがあるのですか。

○建設課長（福島隆也君）

前回の補正で400万上げたのですが、総原住宅が見積りを取った結果、360万ぐらいの経費がかかるといふことで、阿三、カシナトウの解体ができなかったのも、今回、また計上した次第です。

○6番（岡林剛也君）

見積りが甘かったということですか。

○建設課長（福島隆也君）

正直に言えばそういうことになります。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。

続いて、その次の26ページ、目4スクールソーシャルワーカー活用事業費、これも確か1年前ぐらいから、さんざん議会でも言ってきたのですが、また当初予算の半分ぐらい落ちていますが、これも、これは今どうなっているのですか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、当初から約半分近くマイナスさせていただいておりますが、あらゆる場面で募集をかけてはおります。区長会とか、折り込みチラシ、そういったところでも努力はしているのではありますけれども、なかなか応募がないため、今回は補正でマイナスにさせていただいた次第でございます。

○6番（岡林剛也君）

もう言いませんけれども、スクールソーシャルワーカーというのは、伊仙町の子供たち、また貧困家庭にとっては大事な事業ですけれども、私が話を聞きましたら、去年やっていた方にどうして継続しなかったのかと聞いたら、町のほうから何も言ってこなかったと。それで期限が切れて自然

消滅みたいな形になって契約切れになったと。どうしてそれは打診しなかったのでしょうか。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

過去のいきさつに関しましては、私は詳しい内容は聞いてございませんけれども、こちらのほうから問合せがなかったということですのでけれども、内容的なものを私は把握してございません。

○6番（岡林剛也君）

先ほども言いましたけれども、この事業で救われた子供たち、また貧しい家庭のお子さんたち、家族の方、いろいろいると思います。資格があるので、そう簡単に誰でもなれるというわけではないと思いますけれども、ぜひ、せっかくこういういい事業があるので、伊仙町、人材は豊富だと思います。何とかお願いして、この事業をまた続けて行ってほしいと思いますけれども、来年はこのまま募集を続けてやっていけそうですか。

○教委総務課長（上木正人君）

そうですね、非常に大切な事業だとは感じております。今後、医療関係者、また健康増進課等も情報提供を行いながら、この事業を引き続き続けていきたいと考えております。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

質疑をします。

皆さんが質疑をして、ほとんどないですが、先ほど岡林議員が質疑をした12ページ、雑入、目1総務雑入の過年度分のIRU芯線使用料の1,090万7,000円について、覚書があって、延滞金はもらっていないということを答弁しておりましたが、その覚書というのは、どことどこが交わしたわけですか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただ今の質問にお答えします。伊仙町長と相手業者の社長であります。

○13番（樺山 一君）

ちょっと私、勉強不足で分からないのですが、例えば延滞利息がいらぬという覚書と私は理解しますが、こういう場合は、やはり町に損害を与えるわけですので、その覚書は議決か何かが必要ではないですか、どうですか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 7時29分

再開 午後 7時45分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

地方自治法96条に定められている項目に当てはまらないため、議決は必要ないかと思われます。条例に特別の定めがある場合ということもあるのですが、条例にこの定めが載っておりませんので、この項目には当てはまらないと思われます。

○13番（樺山 一君）

そういう項目に当てはまなければいいと思います。しかし、町民からは滞納すれば延滞利息をもらっている。そういうことも鑑みて、不納欠損をするときは議決をして不納欠損をする、そういう順序立てをして、その覚書、町に損害を与えることですので、そういうことをしていただきたいと思います。当てはまらなければそれでよろしいのではないですか。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 7時47分

再開 午後 9時07分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま本案に対して岡林剛也君他1名からお手元にお配りしました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○6番（岡林剛也君）

議案第68号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議。上記動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第18条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。款6農林水産業費、項1農業費、目4農業総務費8,971万9,000円から1,853万2,000円を減額するものです。

修正の主な理由として、節21補償補填及び賠償金1,853万2,000円は、旧農林水産直売所百菜が10年かけて築いた負債であるが、その負債を町が負わなければならないとする法的根拠はなく、また、町が補償・補填、賠償額の根拠としている決算書においても、極めて信憑性に乏しく、同決算書に

基づく予算執行は極めて不当であると言わざるを得ない。よって、令和2年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正案を提出します。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 9時09分

再開 午後10時10分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第68号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）修正案の採決を行います。

まず、本案に対する岡林剛也君他1名から提出された修正案について起立によって採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

△ 追加日程第1 会期の延長の件

○議長（福留達也君）

お諮りします。会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 会期の延長の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日12月17日の1日間と決定されていますが、12月21日までの5日間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。会期は12月21日までの5日間に延長することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

延 会 午後10時13分

令和2年第5回伊仙町議会臨時会

第 2 日

令和2年12月19日

令和2年第5回伊仙町議会臨時会議事日程（第2号）

令和2年12月19日（土曜日） 午前10時01分 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第72号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の撤回の件
- 日程第2 議案第69号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第70号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第71号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第73号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 追加日程第1 議案第74号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 追加日程第2 議案第75号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 追加日程第3 議案第76号 公立学校情報機器整備事業物品売買契約（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	稲泉 喜博 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	仲島 正敏 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長補佐	田中 勝也 君	きゅらまち観光課長	久保 修次 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給セ所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時01分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第72号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の撤回の件

○議長（福留達也君）

日程第1 議案第72号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の撤回の件について議題といたします。

町長より撤回理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

本日、伊仙町議会議長に請求いたしました議案第72号の撤回についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の修正可決に伴い、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の一部に変更が生じたため本補正予算案の撤回を請求するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（福留達也君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の撤回の件を許可することに決定をいたしました。

△ 日程第2 議案第69号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福留達也君）

日程第2 議案第69号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

○5番（清 平二君）

特別会計の7ページ、款2保険給付費、項3移送費について、この移送費をちょっと説明していただきたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

移送費については、医療機関、医師の指示により移送をやむなくされた方に対する移送、病院到

着までの移送分の費用を補助していくものです。

○5番（清 平二君）

これはなかなか住民に行き渡っていないと思うんですけど、やはり私たち離島のハンディ、非常に航空運賃やあるいはまた緊急の場合はドクターや看護師等の添乗が必要と思います。このとき緊急ですので町民から移送費があるということは分からない、恐らく各個人負担で航空運賃や看護師の運賃、こういうものをひょっとしたら持っているかも分かりませんが、これを移送費をやはり個人に負担させるのではなくて、やっぱり医療機関が一番分かりますので医療機関から町のほうに請求し、そして町は医療機関にそれを支払う、こういうシステムをつくればこの緊急性の高い住民のほうに情報提供になるし非常に住民サービスが向上すると思いますけれども、これを見つめ直す必要があると思いますが、どうでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

今、議員から指摘があったように見つめ直すことも必要かとは思いますが。ただ医療機関のほうとも連携をしております、今回に関わる移送費のみならず町から助成できるものはほかはないかということを一覧表にまとめて医療機関へ通知等しております。また、今年度もそういった問い合わせ等があったところでしたので、医療機関とも連携し、また担当とも協議して今後適切な方法を探ってみたいと思います。

○5番（清 平二君）

この移送費については県の規約というか、補助対象にするのが非常に出ていくのが難しいと思うんですけども、やはり私たち離島においては緊急の場合、どうしてもドクター、看護師、添乗する必要があります。この方々の移送費も個人が負担するのであれば、非常に高額な負担となります。町民が大変苦勞しますので、これをやはり扶助費としてやればもっともっと町民の方にできると思うんです。行くときは緊急ですので飛行機で行きます。そしてこのときは家族も一緒に誰か1人はつくでしょう。帰りはもう船で帰れますので帰りの船運賃、一般会計のほうにも負担金補助のほうに100万円組んでいますけども、やはりこういうコロナ禍の時代、こういうものを国のほうに交付申請ですか、するときにやはり離島性のこういうものの苦勞というのをして改善していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

確かに医療従事者が同行する場合には医療従事者の分はまた別で補助されます。今回のこの移送費については町民の方が緊急性をもって移送された場合に町民の方に対する病院までの移送費を補助するもので、従事者に関しては往復分が補助されるというふうになっております。

今言ったように離島というハンディを抱えておりますので、その搬送に係る費用、私たち地域福祉課、国保のみでなく徳之島全体で要望できていければなと思います。

○5番（清 平二君）

やはり町民にそういう負担をあまりかけないようにしていただきたいと思っております。これは医療機

関からの緊急性の証明やあるいは鹿児島に着いたらおそらく向こうで救急車を準備していると思いますが、そういう救急車等の証明、2つぐらいあれば給付の緩和をして町民に行き渡るような予算執行ができるものと思いますので、規約改正等が必要になるとは思いますけど、こういうやはり移送費、緊急の場合はやはり給付の緩和をして町民に安心して島で住んでいてよかったと言えるように徳之島全体、あるいは奄美大島、今の移送費は恐らく本土のほうの規約になっているのではないかなと思いますけど、この辺のところも県のほうに訴えて我々町民、島民が安心して生活できるように規約改正等をお願いしたいと思います。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第69号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑をいたします。

7ページ、款2の保険給付費の目1一般被保険者療養給付費の国・県の支出金が6,000万円減額となっておりますけれども、この理由の説明を詳しくお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

この一般被保険者療養給付費ですけれども、この給付費は一般診療に係る医療費の補助でして、単純にかかった診療分が減額となった、その実績に伴ってというところであります。

当初を前年度並みに見積もっているところで、年々減少傾向にあるところですが、当初予算のほうからまた見直しをしてみたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

6,000万円も給付費が減額なのですが、今言うように一般被保険者の受診が少ないということだと思いますけれども、このコロナ禍の中で例えば持病のある人、定期的に鹿児島の専門医とかあるいは持病のある人が治療を受けなければならない、あるいは毎月の診療に定期的に薬をもらったりするために病院に行かなければならないというような人たちもいるわけなのですが、そういう人たちはこの中に入っているのか。あまりにもこの6,000万円というのは大き過ぎて一般に人たちが病院に行っていないのではないか。病院へ行って診察等を受けなければさらにこのコロナ禍の中でコロナウイルスが感染していきやすいという状態を招きかねないと思いますけれども、そこらあたりをちよと詳しくなぜそうなったのかお尋ねをいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

今、議員がおっしゃるとおりコロナの影響によるものは多分にあったと思います。コロナ禍の中で病院に行くことに不安を抱えた方がいらっしゃったということも話を伺っております。実際に11月現在で前年度分と比較したところ17%、これは全国的にもそうだと思うんですけど、コロナ禍による受診控えというものがあつたと思っております。その方たち、今現在そこら辺の診療費が上半

期分のところの実績となっているのですけれども、今後また下半期分を診療報酬等見ながらまた今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひそういう持病のある人、あるいは定期的に検診を受けていた人、そういう人たちには行政のほうからしっかりと連携を取りながら、今後ともしっかりとそういう推進ができるように、これは国や県の給付金でありますので、そういう申請等をきちんとして町民の利益につながるような政策を今後とも続けていただきたいと思います。

終わります。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第69号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第69号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第3 議案第70号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福留達也君）

日程第3 議案第70号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

○5番（清 平二君）

3,887万6,000円の減額とありますけれども、介護の方で今待機者が何名ぐらいいるのか。こんなに減額になるということはやっぱり去年からして何か減額になった理由が分かれば教えていただきたいと思っております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

介護の給付に関しては減額となった理由、こちらに関してはまだ検証の段階に至っていないのですが、介護の事業所においては今回のコロナ禍におけるサービスの休止等があったというところもあります。ただその場合には代替案としてサービスを提供することができるという国の通知がありましたので、それに基づいてサービスの提供を行っているところであります。

施設待機者ですけれども、特別養護老人ホームに関してのデータがあるのですが、伊仙町においては21名の待機者となっております。これは4月1日現在です。ただ、今、特別養護老人ホームのみでの統計ですので、その他の事業所についてはまだ調査をしなければならないと思っているところであります。

○5番（清 平二君）

待機者が21名ということですが、今、徳之島町にも特別養護施設があり天城町にもありますけれども、伊仙町の方がこの施設に何名が入っているのか、また伊仙町の施設に両町から何名来ているのか、そういうのが分かれば教えていただきたいです。それに伴ってこれから減額になっているわけですが、今後これが減額になってくると保険料に反映されてくると思いますが、保険料の見直し等、必要かどうか、いつ頃見直しをするのか、それが分かれば教えていただきたいと思えます。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町民の方が何人入っているかというのは詳しい資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

ただ先ほど言った特別養護老人ホーム、近隣町村の状況ですけれども徳之島町が33名、天城町が38名で伊仙町が21名となっております。

介護給付費の減少ですけれども、国の統計である2025年問題に向けて介護人口は増加していくというふうにデータは出ているのですが、伊仙町においては今減少傾向にあるところです。昨年からも今年度にかけて介護を受けていらっしゃる方が20名ほど減となっております。そういった部分も影響があるのかなと思っております。

また、介護保険料についてなんですけれども、今年度、第8期介護事業計画を策定に向けて取り掛かっているところですが、今般のコロナ禍の影響によってその運営事業計画会議のほうはまだ行われていないというところです。会議の予定を組んでいたところではあったのですが、今、徳之島地区自体がレベル5の状況であるので参集が難しいというところで書面も含めてそこら辺をどうしていくかというところを考えていきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

やはりこのように減額になっているということは、私は地域福祉課ですか、何か話を聞きますと

12月で1人退職ということですが、私はこの方々がやっているから療養費の減額が出てきたと思いますけど、やはりこういう専門的な方々をもっと入れてやれば、この介護給付費が少なくなるとは思いますけど、こういう方々の退職した後の対応はどうするのかお尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

現在、12月末で職員が退職する予定となっております。専門職の方でしたので、今までの介護に従事されて本当に介護の要支援に回る事ができたと思っていますので、サロンの教室等、そこら辺のところ感謝しております。

今後、また今1人足りない状況ではあるのですが、足りない分を職員でフォローして、今何とか取り組んでまいっておるところであります。

また、先ほど議員がおっしゃったようにいろんな予防教室等でこの介護給付費が下がったという実証等、本当にそこら辺もできていければ、また今後も教室等をより強化して充実させて進めてまいりたいと思っています。

○5番（清 平二君）

最後になりますけども、やはりこういう専門職を入れて、あるいはまた増やして給付費を下げる、その職員の給料と見合った額は必ず私は給付費に返ってくると思いますので、ぜひ専門職を増やしていただくようお願いして質問を終わります。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第70号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第70号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第4 議案第71号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（福留達也君）

日程第4 議案第71号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第71号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第71号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第5 議案第73号 令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（福留達也君）

日程第5 議案第73号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第73号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第73号、令和2年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第74号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

△ 追加日程第2 議案第75号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）

△ 追加日程第3 議案第76号 公立学校情報機器整備事業物品売買契約

○議長（福留達也君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から、議案第74号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、議案第75号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、議案第76号、公立学校情報機器整備事業物品売買契約が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、議案第75号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、議案第76号、公立学校情報機器整備事業物品売買契約、これを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第74号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、追加日程第2 議案第75号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、これの2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第74号は、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第75号は、令和2年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第74号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第74号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算額の総額1億2,881万5,000円から歳入歳出それぞれ641万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,240万2,000円とするものであります。

17日の一般会計（第4号）補正予算審議において修正案が可決されたことに伴い訂正がありましたので、徳之島交流ひろば特別会計補正予算（第3号）について17日に補足説明をいたしましたが、一部修正点について説明をいたします。

歳入について予算書3ページ、事項別明細書について説明いたします。

2款繰入金において補正前の額6,924万6,000円から一般会計からの運営繰入金765万円を減額し、補正後の額を6,159万6,000円とするものであります。

4款諸収入1項1目雑入においては、補正前の額958万3,000円に前年度の消費税還付金123万7,000円を増額補正し、補正後の額を1,082万円とするものであります。

歳入合計、補正前の額1億2,881万5,000円から641万3,000円を減額補正し、補正後の歳入合計を1億2,240万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、17日に行いました補足説明の内容と変わりませんので説明を省略させていただきます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第74号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第74号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第74号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2 議案第75号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額75億2,849万8,000円に歳入歳出それぞれ151万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億3,001万7,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

10款地方公債費、補正前の額32億2,238万円に511万9,000円を増額し、32億2,749万円9,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額5,562万5,000円から360万円を減額し、5,202万5,000円とするものであります。

先般、一般会計補正予算（第4号）において修正案の可決によるものであります。

歳入合計、補正前の額75億2,849万8,000円に151万9,000円を増額し、75億3,001万7,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書4ページをお開きください。

2款総務費、補正前の額12億4,587万8,000円に151万9,000円を増額し、12億4,739万7,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額75億2,849万8,000円に151万9,000円を増額し、75億3,001万7,000円とするものであります。

以上、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明をいたしました。ご審議賜り、承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第75号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第75号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第75号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第3 議案第76号、公立学校情報機器整備事業物品売買契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第76号は、公立学校情報機器整備事業物品売買契約について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第76号について補足説明があれば、これを許します。

○教委総務課長（上木正人君）

それでは、議案第76号、公立学校情報機器整備事業物品売買契約について補足説明をいたします。

備品購入、公立学校情報機器整備事業物品売買契約。納入場所、伊仙町立小中学校。購入契約額、一金、4,992万4,050円。契約相手方、鹿児島市金生町4番10号富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店、支店長、福永志保。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第76号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第76号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号、公立学校情報機器整備事業物品売買契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第76号、公立学校情報機器整備事業物品売買契約は可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 福 留 達 也

伊仙町議会議員 杉 山 肇

伊仙町議会議員 牧 本 和 英